

平成 1 9 年 9 月 4 日

平成 1 9 年第 3 回 岬町議会定例会

第 1 日 会議録

平成19年第3回(9月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成19年9月4日(月)午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 中 原 晶
5番 和 田 勝 弘	6番 出 口 實	7番 奥 野 学
8番 谷 本 貢	9番 反 保 多喜男	10番 岡 本 重 樹
11番 辻 下 文 信	12番 辻 下 正 純	13番 田 代 堯
14番 小 川 日出夫	15番 竹 内 邦 博	

欠席議員 な し

傍 聴 26名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	副 町 長 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総務部副理事兼 総務法制課長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	住民部副理事兼 税 務 課 長 入 口 博 行
福 祉 部 長 芦 田 貴志雄	事 業 部 長 松 永 英 三
事 業 部 理 事 藏ヶ崎 龍 男	上下水道部長 末 原 光 喜
会計管理者副理事 兼 会 計 課 長 湊 原 義 仁	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教育部副理事兼 生涯学習課長 岡 本 茂	教育部副理事 兼 青 文 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事
兼淡輪公民館長
事業部第二阪和等
プロジェクト推進課長

谷 口 桂 三
西 啓 介

総 務 部
行財政改革課長

四至本 直 秀

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼 議 会 係 長

竹 下 雅 樹

○会 期

平成19年9月4日から26日(23日間)

○会議録署名議員

6 番 出 口 實

7 番 奥 野 学

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○辻下正純議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成19年第3回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻、午前10時でございます。

本日の出席議員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○辻下正純議長 日程1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

6番出口 實君、7番奥野 学君、以上の2名の方をお願い申し上げます。

○辻下正純議長 日程2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月4日から9月26日までの23日間と決定しました。

○辻下正純議長 今期定例会の開会に当たりまして、町長からあいさつを求められておりますので、これを許可します。町長、石田正弘君。

○石田町長 夏祭りで金魚すくいをしてまいりました。その金魚たちも水槽の中で大きく育っております。残暑が厳しいものの、町内の水田では稲穂が目立ってきております。実りの秋ももうすぐという季節になってまいりました。

改めまして、おはようございます。9月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げ

げます。

議員各位におかれましては、4月の選挙以来、議員活動を精いっぱい邁進されておりますことに、まずもって敬意を表したいと思います。私たち職員も議員各員に見習いまして、住民の皆様の要望にこたえるべく、知恵を絞り、行動をもって、日々業務に努めてまいっております。どうぞ、議会の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、平成19年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件外補正予算が4件、新たに生じた土地の確認の件が1件、町の区域の変更の件が1件、南大阪湾岸南部流域下水道組合規約の変更に係る協議の件が1件、工事請負契約中変更の件（（仮称）観光交流センター新築工事）が1件、郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する件外条例の制定が2件、政治倫理の確立のための岬町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する件外条例の一部改正が3件、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件1件、岬町（淡輪・多奈川）地区財産区管理委員の選任について同意を求める件が1件、平成18年度岬町一般会計決算認定の件外決算認定が13件であります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○辻下正純議長 以上で、町長のあいさつが終わりました。

○辻下正純議長 日程3、「一般質問」を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。

初めに、田代 堯君。

○田代 堯議員 改めて、おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行います。

質問の内容は、今回も6月議会同様、財政問題と都市公園条例に関する質問であります。

まず、1点目の質問に入ります。内容は、平成18年度決算を踏まえて、今後の財政収支見通しと健全化に向けての考え方や、具体的な方策について、町長のお考えをお尋ねいたします。

私は、さきの6月議会において、町長の公約の1つである「財政はまだ大丈夫である。増税はせず、町有財産の有効活用で増収を図る」について質問をいたしました。町長の答弁によると11億近く基金があったので、今の流れでいくと2億の取り崩しでいけば5年は十分もつ、まだまだ大丈夫と思ったが、退職金の支払いが予想外であり、私の認識不足であったと述べられて

おります。

また、町有地の有効利用については、平成１７年度の予算では１５万円だった。平成１８年度では６００万円近く予算の計上をして増収を図る予定であります。決算途中であるとのこと、また官民の境界のこともあり、まだまだ勉強不足であり、残りの２年間で有効活用に努めてまいりたいとのご答弁をいただいております。

そこで、町長にお伺いいたします。

平成１８年度の決算状況を見ますと、一般会計の歳入では対前年度比１２．７％の増である、歳出は対前年度比１２．５％増となっており、０．２％の黒字となっております。しかしながら、基金１億９，０００万円の取り崩しをしての黒字決算となっておりますが、結果的には、単年度収支においては実質的には赤字運営ではなかったのでしょうか。

また、町長は１９年度以降の財政収支見通しと健全化計画については、標準財政規模が岬町の場合は４０億、若干４０億を切っていると思うんですが、累積赤字がその２０％、つまり８億の赤字が出た時点で再建団体になるので、平成２３年までは急がなくても、そう慌てて政策を打たなくてもよいとの見解であった。歳入に見合った歳出という形で健全化に向かっていくだろうと予測しているとのことでしたが、しかし、平成１８年度の決算の内容では、かなり厳しい財政状況であると思いますが、町長としての平成１９年度以降の決算見込みと、今後の財政健全化に向けた方策をお伺いいたします。

続いて、２点目の都市公園条例についてであります。

本年３月に議決された岬町都市公園条例の一部を改正した条例について、いまだ住民の方々から、内容が理解できないとの声を多く耳にいたします。本件については、６月定例会において、私の方から緊急質問を提案しましたが、各議員さんの賛同の理解が得られなかったことから、この条例改正の手続について、私自身もいささか疑問を感じますので、改めて質問をいたします。

まず、岬町都市公園の歴史について、内容を概略説明いたします。

概略というのは、町長ご存じだろうと思うんですが、決議書の本旨としての添付する趣意書という決議書がここの中にちゃんとあるわけなんですけれども、これの当時のいきさつを概略述べさせていただきます。

内容によりますと、昭和２７年に、ゴルフ場を再開復活するには、農地法及び都市計画法強制譲渡令の規制があり、数々の困難な状態が続いたけれども、終局として、国並びに地元自治体において、都市計画法に基づく公園化の指定をすることと、地元民の働ける施設を設けるという大乗的見地が通り、耕作者並びに関係当局において、ゴルフ場は公園の運動施設として認めるに至

った経緯がある。

そこで、いま一つ重要なことは、再開復活の際、耕作者すなわち地元民の働き得る施設をつくり、地域開発という精神にのっとり、ゴルフ場の従業員は９９％まで地元民であることを、当然、地元自治体も改めて認識を深めてもらう必要がある。この経緯を知れば、決してゴルフクラブの存在は安易に取り扱われるものではない。よって、岬町、南海電鉄株式会社、大阪ゴルフクラブの三者が、共存共栄の精神に徹し、将来も培っていくべきである。もし、ゴルフ場の再開復活の努力と地元民開拓耕作者大半であるゴルフ場従業員の協力がなかったら、今日の都市公園としてのみさき公園は生まれなかったと、この趣意書にうたわれております。

このような歴史的背景を考えますと、岬町としても共存共栄の精神にのっとり、最善の努力をすることが相互の信頼関係を保持することとなり、ひいては岬町民の利益につながるものと考えます。

そこで、今回の岬町都市公園条例の一部改正は、平成１６年、都市公園法の改正に伴い、南海電鉄から、昭和３６年に、締結した土地、つまり駅前の広場、駐車場、公園、エントランス部分と大阪ゴルフ場、この２カ所の借地契約を解消したいとの申し入れがあり、岬町はそれを受けて、現在、大阪ゴルフ場の部分を都市公園区域から除外しているが、私の見解によると、昭和３６年に南海電鉄株式会社と岬町の間で締結された基本契約を見ても、都市公園区域内を維持管理する責任区分については南海電鉄が責任を持つことと表記されていますが、土地の使用貸借等についての明文規定はないと考えますが、そこで、町長にお尋ねいたします。昭和３６年の基本契約の土地使用貸借についての規定はどこに明記されているのか、そして、この改正に至った経緯と、その手続を資料の提出をもってご説明をお願いします。

最後に、本年３月定例会での事業民生委員会において、大阪ゴルフ場で働いている従業員さんが、この都市公園の見直しによって路頭に迷うことのないよう、しっかりと働きかけをするよう、委員会としては強く町長に要求し、決議をいたしております。現在、南海電鉄株式会社及び大阪ゴルフ労働組合の関係者とは、どのような内容で対応されているのか、経過と進捗状況についてお伺いいたします。

以上、２点を質問いたします。再質問は答弁いかんによって行いたいと思います。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。石田町長。

○石田町長 田代議員の質問にお答えさせていただきます。

まず１点目、１８年度の決算に向けて、６月議会の質問内容等々のところから、また、１９年度の見通しというところでございますが、まず、基本的に申しまして、最初、議員がおっしゃっ

たように、単年度の2億程度の赤字、これは出るだろう。これは公約のときも申したように、なかなか、本来は歳入に見合った歳出というのをやっておれば、赤字になることはないという形なんですけども。これ、議員も長く議会活動をされておりまして、うちの予算というものが歳入よりも歳出が多いと。そしてまた、基金があったものでは、その基金を取り崩して予算を編成していくという状況で、ずっと続いてきたというのはご認識だと思っております。ただそれが、4億程度の基金を取り崩して予算を組んでいた時代もあったかと思います。それを私はもう少し縮小して、まずは2億の基金を取り崩していく程度まで縮小していく。そして、最終的には歳入に見合った歳出というところまで持っていく。これはなぜかといいますと、我々行政という部分は、ただただ基金を残してサービスを極力抑えてというだけでもいけませんし、できるだけ住民サービスを提供していくためには、ある基金は、やはりいつまでも残しておくんじゃなくて、必要があればつぶしていく必要もあるかと思っております。

その中で、2億という部分をまず目標にしていたわけなんですけども。18年度の決算におきましても、議員の方が、ただいま1億9,000万の基金取り崩しというご質問だったんですけども、1億1,900万だと思います。基金の取り崩しをしている、これは逆に言えば、その2億よりも、ほぼ1億にまでいっているという形で、基金の取り崩しは確かに1億1,900万円しておりますが、非常に、歳入に見合った歳出に近寄ってきているというふうに、私自身、認識いたしております。ただ、あくまでも実質は赤字ということに関しましては、これはそのとおりでございまして、もう少し努力をして、歳入に見合った歳出まで、我々は努力していかなければならないと思っております。

そしてまた、先ほど議員の質問の中で、だから慌てて政策を打つ必要はないと、私の答弁をご理解しているようでございますが、慌てて政策を打つ必要はないというつもりはなく、ただ、例えば企業誘致等につきましても、どんな企業、いろんな形と、今も関係の企業と交渉をいたしておりますけども、その中でもいろんな住民さんのご意見もございます。その中で財政が苦しいから、何が何でも今ここで、ちょっと問題があってもやってしまうんだということはないと。だからじっくりと、この岬町の将来に向けて、すばらしい企業さんと手を結んでいくというだけの、じっくり考えるゆとりはあるよという意味での私の発言でございましたので、その辺のご認識はよろしくお願いしたいと思います。

それから、19年度以降の決算の見込みということでございますが、確かに我々、財政収支見通しというものは、財政需要の増減要素を加味してシミュレーションをしていくものでございますから、あくまでも予測の範囲から出ることはございません。したがって、適時に見直しを

していくという作業を、これは常やっていかなきゃなりませんし、その都度、また議会の皆さん方にも報告をして、そしてまた、ご意見も賜っていかねばならないと思っておるんですが。ただ、歳出につきましては、ある程度、増減要素というのは、おおむね正確に予想できるところがございますが、歳入につきましては、とりわけ地方交付税については、国の制度改革等もございまして、予測はあくまでも前年度実績等を参考にしたものとなっております。

このたびの収支見通しの修正につきまして、たびたび修正は重ねていくんですけども、主に三位一体改革等に伴う交付税制度改革による歳入見積もり、これを平成18年度実績などを踏まえて、きつめに、若干、歳入につきましては、どうしてもきつくきつく見ていく形になります。したがって、それがちょっとたくさん歳入が出てくると、どうしてこんな見込みしたんやと、おしかりもあるかと思うんですけども、あくまでも甘く見積もってしまって、歳入があるよという形でしてしまうことはできませんので、非常に今回きつく歳入の方については見直したものでございます。

そしてまた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、これに伴いまして、連結実質赤字比率に影響を与える住宅用地造成事業特別会計、これは早期に清算しなければならないという認識に立っておりますので、財政需要の増加に伴うものをシミュレーションに追加したというところで、前回お出ししたシミュレーションよりも、かなり今回は厳しくなっているというところでございます。ただ、今後も町財政を取り巻く状況の変化に応じましては、適時、正確にかつ、私としましては、特に歳入につきましては、きつく見て、見直しを行ってまいりたいと思っておりますので、将来を見通した上で集中改革プランに基づいて、必要な取り組みをこれからも進めてまいりたいと思っております。

それから、都市公園条例の改正につきまして、例えば、議員の方から過去の資料をご提示いただいたんですけども、ちょっと遠目からは確認できなかったんですけども。また、後でゆっくりと。ちょっとこれ私自身、正直、初見でございましたので、大変勉強不足で失礼でございますが。ただ、都市公園につきまして、3月議会からいろいろ皆さん方に、議会の方にもご審議賜っているところではございますが、今、議員のご質問のところに限らせていただきますと、昭和36年4月の契約、ここに使用貸借がどこにあるのかという点、ここがまず1点だと思うんですけども。これにつきましては、3月議会でも申し上げましたとおり、確かに昭和36年4月に結ばれました契約書の中に、使用貸借という契約の文言等々は出ておりません。

ただこれは、一般常識論といたしまして、非常にこの条例自身あるいはこの契約自身、不備があるかもしれないけども、全体として、この岬町に対しての使用権という部分等々が、全体から

して類推できるというところから、文言にきっちりと、使用契約、貸借契約というものがなかった、これは使用貸借契約と見るんだという、これ一般論としてございますので、私どもとしては、そういう認識をいたしております。

そして、書面での提示をしろということでございますが、非常に一般論的なものに関しましては、改めて書面で出す必要もないかという認識を我々持っております。

そしてまた、36年4月の契約、そしたらそんな不備なもんなのかということでございますが、これも、私ども、今ちょっと手元にございませんが、たしか13条の中でも、この契約の締結をもって、昭和30年3月24、25、26の契約は、その効力を失うというような文言があったかと思うんですけども。これにつきましても、昭和36年4月、これはもちろん岬町になっておりまして、その契約をしたのは、岬町長たる当時の田中町長だったと思うんですけども。昭和30年3月24、25、26といえますと、まだ岬町合併前でございますから、したがって、同じく甲という者は岬町ではない。なのに、それと同じように考えてしまっている等と。確かに昭和36年の職員さんも一生懸命頑張って、こういった契約をつくられたと思うんですけども、ところどころに、今私が見てましても、抜けたところがあるのかなという気はいたしております。その中で、確かに使用貸借契約という文言等は見つかりませんが、過去のいろんな状況、そしてまた、それまでにこの締結に至るまでの、こういった骨子でこの契約を結んでいくかという、書類等々を見ていましたら、この契約が使用貸借契約であるというのは自明の理だというふうに、我々は認識いたしております。

そしてまた、雇用の問題でございます。確かに共存共栄という形で、岬町と南海電鉄さんとか、ここの地で共存共栄でやっていくという部分、これが全くの基本でございます。そこで、地元雇用という部分が確かに重要な問題でございまして、地元雇用を我々も南海電鉄さんに申しっていくというのは、これはお約束したとおりでございますが、ただ、99%とおっしゃっている部分がある形、もともと岬町の方も他市町村に出られている方もおられましょうし、たしか、すべてちょっと覚えてないんですけども、今回の再募集の部分でも、キャディさんの中では40名ほどの募集ですか、採用ですか、その中で17名、町内の方だったと思うんですけども、その方につきましては全員採用という形を聞いておりまして、あと、だから希望がなかったのか、あるいは、もっと町内の方が応募してるのに、それを外せられて町外の方が採用されてしまったのか、その辺の細かい状況等々は、まだこれからじっくり確認せんといかんですけれども、そういった状況になっていると思います。ただ、我々からすると、機会があるごとという形で、南海電鉄さんの方に対しては地元雇用という形を要望していくという姿勢に関しては、これは今も変わっ

ておりません。

あと、都市公園条例の改正に至る経緯というところ、これ3月議会でもご答弁いたしたかと思うんですけども。要は、平成16年12月でしたか、都市公園法が改正された。その中で都市公園法の16条の3項の中に、新たに文言がつけ加えられた部分で、本来であれば条例法が変われば、すぐに我々の条例の方を改正していくという手続をすべきだったと思うんですけども、それが、いろんな形で我々もおくれているところがあったのか、それが、たまたまこの時期になって、それを改正するという形になった。そこで、3月議会につきましては、単に都市公園法の改正に伴う、私どもの都市公園条例の諸般の手続改正ということでございますので、その辺はご理解賜りたいと思っております。

組合さんとの関係としましては、今日、委員長さんも、溝畑委員長も来られてますけども、もともと私、町長になる前から個人的に存じ上げておりますので、よくお話をしておりました。そして、たびたび個人的も含め、また正式に組織と組織としての分もお会いしたこともございます。ただ、それから、しばらく間隔はあきまして、その後、文書での回答というのが3回あったかと思ひます、要望書としまして。それにつきまして、たしか、ことしの5月のころだったと思ひます。2回ご回答させていただき、3回目のご回答につきましては、それを裁判等々書類に使われるということでございましたので、それにつきましては、ご回答を、それ以上、過去2回ご回答させていただきました。こうしたものがないということでご回答させていただいたという経緯でございます。それ以降は、しばらく時間があいておりまして、ついせんだって、ちょっと今状況どうなのという形で、お電話ではお話をさせていただいたという状況等はございます。

以上でございます。

○辻下正純議長 田代 堯君。

○田代 堯議員 財政問題について、いろいろとこの非常に厳しい中で、町長みずから先頭に立って、また、職員も汗をかくてやっているといるということについては、私も一定の努力は理解もしていますし、あれなんですけど。私が申し上げているのは、町長の公約に対して、6月の一般質問で、そういった答弁をなさったんで、今回の場で決算という、後に控えておりますので、そのことを踏まえて質問させていただいたんですが。

詳しい資料、私の手元にいただいているのと、また、別に詳細にわたった資料もいただいておりますんですけども。その中で見ますと、18年度の決算状況というのは、実質、普通会計の財政収支をいけば、実質収支は、やはり1,600万円ほどと、収支は1,400万円ということで、とも黒字決算という形になっているというふう思うんですけども。このことについては、

私も効果額等もいろいろ説明をしていただいたんですが、結果的には大量退職者の人件費になっているんじゃないかなと。これが、大幅効果額としてあらわれてきているんじゃないかな。それ以外にも、いろいろと行革プランで努力なさっているということはわかるんですけども、ほとんどが人件費削減ということになっているかのように見受けられます。

経常の一般も財源などの状況を見ても、歳入では平成18年度は41億8,600万何がしということで、平成17年度に比較しますと、平成17年度は43億弱あったわけなんですけど、これの差を見てもマイナス2.8%。それから歳出にしても、平成18年度では46億4,000万円ほどのもんがあって、平成17年度では53億弱ということで、これでいっても12.5%のマイナスということになっておりますね。私どもがいただいている決算の中身を見てもそうなおるし、そうすると、やはり先ほど申し上げた前年度の対比で見ると、大きく減となっているのは、やっぱり人件費が主要であって、その中の人件費の退職金5億2,800万、これは、町長、前回も大変だったということを述べておられるんですけど、そういったところで93.4%であって、町長としては、かなりの努力をなさったんですけども、もちろん職員もなさったんですけど、私としたら、前年度に比べると、やはりかなり厳しい状況であるんで、健全化がされたとは、私は言えないんじゃないかなと、このように考えております。

そんな中で、今、歳入にあった歳出ということなんですけど、そら当然そうなんですよ。歳入あったら歳出をやっていくというのが健全運営だろうと私は思いますけども。それにしても、前回も言われた、町の財政規模がだんだんだんだん少なくなって、つまり分母が小さくなってきて、分子はいつも変わってないということになると、全く逆の状況があらわれてきておるということとは、私が言うまでもなく、プロの皆さん方はよくご存じだと思うんですが。

そういったことを考えると、5年後に来るべき赤字が、今後、もう既に国の方で法制化されておる連結決算、先ほど町長もちょっと触れられましたけども。連結決算になると、じゃあ、今、下水道の事業でどれだけの赤字が出ているかといったら、細かい確かな数字はわかりませんが、毎年かなりの赤字が出ておる。

そこで、借金は50何億の借金がある。一般会計は120億ぐらいあったんですが、今、百十何億ですか、かなりその後は減ってきているものの、トータル的にはかなり借金を抱えてきておるということになると、これから先、町長は、平野の土地の住宅造成事業のそれを整理してやる。これは長年、我が町も一生懸命手がけてきたんですけど、なかなかうまくいかなかった。それは町長の言わく、境界等の明示、または官民との問題、川、道路、そういったものがあって、なかなか岬町の所有財産でありながら、結果的には、そういった整備ができなかった。

これを一気にこれからやられるとして、じゃあ、町長にお尋ねしたいんですが、それが、まだ1億9,000万円か、余り記憶は定かでなく、2億ほどのこれは赤字を抱えている、負債を抱えているわけですけども。これを、じゃあ、例えば、どのくらいの数字で、平米当たり、単価になる。そして、どれだけの経費がかかる。当時、景気のいいときは利ざやが稼げたんですけども、今は逆利ざやになるんじゃないかなというふうに私は思うわけです。私はプロじゃありませんので、そのように感じるわけですけども。

そうなった場合に、逆利ざやが出た場合に、あと、じゃあまた、さらにマイナスが出てくる。しかし、ほっとくわけにいかない。町長、早いこと整理をせないかん。しかし、例えば、これが1億9,000何がしの負債を抱えているものが、たまたま整理をしたために、土地が1億9,000万円になった、2億になったとした場合は、全くそれでプラスマイナスゼロなんですよ。増収入はならない。このことを町長の方に理解をしていただかないと、土地の有効利用というのは非常に難しい問題があるんじゃないかな。

もちろん、町長の言われるように、大変だと。これは長年ずっと放置されてきた問題ですから、議会も、これについてはかなりの厳しい意見も投げかけてきたんですけども、事情が事情ですから、仕方がないということで来たんですけども。事この財政難に来たら、あるものは、やっぱり売れるものは利用するもんは利用して、ちょっとでも収入源、いわば増収を図っていく。一般の住民の公共料金の値上げを何とか抑えてでも、そういったとこの税收を図っていくというのは、これは当然である。

町長は、連結決算になったら、そういうことも含めてということをおっしゃっていますけども、私は、連結決算に今後なった場合に、たちまち待ったなしで岬町は再建団体に落ちるんちゃうかということ。8億という数字は、すぐに目の前に来てるんじゃないかな。そのことを考えて、再度、町長にそのことを含めた中で、町長の考え方、そして健全化に向けた方策はあるのかどうか。本当に方策があるとするなら、ただ今回も職員の人件費を5%カットというような話もありますけども、職員手当厳しいのはいいけど、定数の見直し、それもいいけど、じゃあ、それよりももっと核になるときに町長はメスを入れなきゃいかんのちがうかということは、僕は前回にも言いました。枝葉の議論は終わったと。あとは、町長が、これという施策、方策を持ってやれと。これが今大事なときにあるんじゃないかなということがありますので、もう一度、町長の考え方をお尋ねしたいというふうに思います。

それから、都市公園の問題なんですけども、先ほど、町長は資料がないいんとおっしゃっててんですけども、私は事前にこのことについては、一般質問の通告をしております。本会議という場合は、

お互いに資料を持って議論をすべき場なんですね。これは委員会でもそうですけども。その中で、資料がないからというのは、私に対する説得よりも、町民に向かっての説得力がないんじゃないかなということをまず冒頭に申し上げておきます。私は資料を持ってということを申し上げたんですが。

岬町と南海さんと契約された覚書というのが、これだと思うんですけども。これが昭和36年4月1日付で、こういうふうに契約がなされておりますけども。先ほどの私の質問は、松永部長、どこ見てもね、使用貸借という言葉が出てこない。それで、私は弁護士さんに相談をいたしました。町長は、私が1人の弁護士のコメントを振りかざって、6月議会でやったけども、ぴしゃっとやりたかったけどもなというようなことをちまたで言っているらしいんですが、そうじゃなく、私、名前出して言いますが、谷弁護士ですけども。この谷弁護士の事務所は全国ネットワークの事務所です。そこが、全部この問題にチェックしてもらいます。6月議会の動議で、私はこのコメントを読ませていただき、きょうは時間の都合で読みませんけども。これについては、どうも要請があるんじゃないかということを言っておるんですね。この36年の契約の中には、どこにも土地貸借、使用貸借はないと、弁護士さんは言われているんです。

私は、このことを受けて、町長の方に、今回の手続に問題があるんじゃないかということを私は指摘するつもりなんですけども、前回6月で、後ろの議員さんには動議で、また理事者にも説明しておりますけども、再度これを読んで、町長の方のお答えをもらいたいと思うんですけども。

まず、都市公園の見直しに対する弁護士のコメントなんですけども、都市公園の改正について、第16条の3項というのは、先ほどお示しました、この資料なんですけども、資料について、役場の方では賃貸借契約という言葉を使っているんで、それは間違いですよということを言われているわけなんですけども。地権者からの申し出について、昭和36年に締結された土地の貸借契約についての見直しの申し出があったと記載されておりますが、土地の貸借契約は平成8年である。昭和36年でありませんと、明らかにここに出ております。これは、あくまで弁護士のコメントですから。

昭和36年の契約では、公園用地は南海が取得、代金等を立てかえする負担として、町が土地を取得し、これは5条にうたわれており、その後、無償で町が南海に譲渡するということになっている。そして、南海は、この土地を公園敷地以外の目的に使用しないものとされています。この契約は、簡単には、一方的な解消はできないと考えられますので、上記8条というのは、先ほどの契約の8条の規定には、双方を拘束しておる。この場合、土地の範囲は、別紙図面がついておりませんというのは、土地の明記なんですけども、明示図なんですけども、具体的にはわかりませんが、

今回見直しの対象になっている部分が含まれるとすれば、上記の 8 条の規定に違反する可能性がある、このように言っております。

それから、南海さんの申し出に対する法務の弁護士の解釈についてでありますけども、平成 8 年の契約については、現時点では解除できると言い切れるかについては疑問がありますと。土地の所有者は貸借契約を解除することができ、規定に定めがない契約は、民法 617 条の規定により、解約申し出から 1 年を経過すれば解約ができると記載されております。

まず、そもそもこの契約は賃貸契約でなく、使用貸借契約ですから、土地使用貸借契約になっていることも明らかであります。このように言っております。また、使用貸借契約は、期間の定めがあれば、その期間が満了するまで、期間の定めがなければ、契約に定めた目的に沿った使用収益が終わるまででないと返還を求めることはできないと、このようにうたっております。

本件で、期間の定めがあるかどうかですが、第 2 条によって、10 年間の期間が更新したと考えることもできますし、あるいは協議しないで、暗黙のうちに更新したと考えれば、期間の定めのない契約になったということもできます。しかし、いずれの場合も、現時点で一方的に契約を解除することはできません。なぜなら、10 年の期間の契約を更新したと考えれば、あと 2 年弱は期間が満了しませんし、期間の定めのない契約になったと考えると、公園としての使用収益が終わるまで、終わっていませんので、契約解除は、使用返還を求めることはできませんというのが、これが谷弁護士のコメントであります。

ですから、私は、何も私の思いつきで、そして、私の素人の目で判断したんじゃないくて、専門の先生に相談しました。ところが、担当部長の見解は、私どももちゃんと法の弁護士に相談をして、結果的には問題ないという結論に出たと、こういうことをおっしゃっていますけれども。じゃあ、その弁護士のコメントでもいいから、私を説得するんじゃないしに、住民に理解していただくためにも、その資料をいただきたいというのが、きょうの町長に対するお願いであったんですけども。残念ながら、町長の答弁では、昭和 36 年の契約でいけば、当然、土地の使用貸借がそこあって、その解除はできるという判断をしたということでありますので、それはあくまで、文書的なもんはなし、一町長の考えであらうし、また、担当部長が聞いてきた答えであらうと思いますけども。再度そのことについて、私は、弁護士のコメントが出ないとするなら間違いないと。我々が行って、こうこう言っているんやから、こうやということを代表の方、1 人でも結構ですから、ひとつそのコメントの文書をいただきたい。

あわせて、これは私どもが議会の議決に当たって、今から十何年前ですかね、出た資料なんです。当時の昭和 29 年 3 月 3 日の法務省が都市公園を認定したときからの書類が、つぶさにこ

こにあります。この中にも、土地を南海さんとの中で、土地の使用貸借を認めるというような資料はどこにもありません。これも見ていただいております。

それから、もう1点ですけども、契約なんですけど、平成8年の契約というのはこれですね、町長。土地使用貸借、これ、部長よう見といてよ。これが、先ほど私が申し上げた、あと2年は、まだ弁護士さんがあるというのは、これはちゃんと南海さんと土地使用契約を結んでいるんです。これだったら十分私も理解できますし、手続には何ら問題がなかった。

それと、もう1点ですが、これはいろいろ町の事情があって、今回、7月1日に大阪ゴルフのみを外された。議会の方には、駅前の部分も外しますと、このように言っておるけども、その後、大阪ゴルフだけという報告はなかったように記憶していますけど、なぜ大阪ゴルフだけなのかというのはちょっと疑問なんですけども。要は議会としては、みさき公園駅前を開発することによって、増収を図りたい、人口の増をやりたい。唯一の特急のとまる駅だから、だからその辺をやはり岬町の中心部として、これからの岬町の発展を担っていきたいという南海さんの意向に従って、今回、この2点を外すと。これは、当然私も賛成、大賛成。議会の方も賛成している。私もこれは大賛成ですよ。

しかし、そのみさき公園部分が、なぜ今回、告示されていますけども、大阪ゴルフのみを外しているのか、その点をひとつお聞きしたいのと、この契約で、第2条で、1年の期間を岬町と大阪ゴルフで南海と土地使用貸借を結んでいますけども、1年たったら、次1年更新、また更新という形にしていますけども、これは2条でしてますけども。第5条では、何とこれをやっているかいうたら、使用期間中であっても、乙、つまり南海から本件の返還を申し入れられた場合、誠意を持って協議するものとする。この場合、乙は6カ月前に甲に申し入れる。ここで、2条できちっと縛りをかけておきながら、5条では、いつでも外せますよと、こう言っているのは、この意味が、ちょっと私理解できない。この説明をちょっとしていただきたい。

それから、もう1点、私あてに、時間がないので急いでやりますけども、私もこのことについては非常に悩みました。実は、きのうの3日、ポストで11時50分に受け取ったんですが、その後、組合長さんに3時15分に電話で確認をいたしました、事実かということをですね。事実ですと。町長に、組合との交渉の内容と言ったんですが、つぶさに言われないうで、内容をそのまま読みます。固有名詞も出ます。しかし、それはあくまで組合から私に対して、真意を確認してくれと、町長に。ということなんで、あえて読ませていただきますので、しばらくの間、議員の方にはご清聴賜りたいと思います。

岬町議会議員、田代 堯様。

町政運営要望後の石田町長との真意確認について。

いまだ暑さが残ります、きょうこのごろ。ますますご健勝のこと、お喜び申し上げますということで、今回お願いの義があり、筆をとらせていただきました。お願いとは、ほかでもない、貴殿におかれましても、6月議会に緊急質問された岬町都市公園条例の解除に関する事でございます。これに関して、当労組は、平成18年11月6日を日切に、岬町議会議員、反保多喜男氏の協力のもと、初めて石田町長と面会することができました。その後、平成19年1月5日に、組合員19名をもち、岬町庁舎町長室にて、大阪ゴルフの従業員の雇用について要望書を出す運びとなりました。

そのときの石田町長との会話を別紙に記載しておりますが、当労組も、石田町長の弁から、南海電鉄と岬町が、大阪ゴルフについて綿密に計画していたことを聞き、驚いた次第であります。石田町長が、南海電鉄社長、山中氏と平成19年1月10日に面談した後からの連絡は途絶えていました。その後、和田議長となっておりますけども、これは確認して、和田博之議長であります。和田議長が、3月議会において、岬町都市公園条例の解除に当たり、深日の議員らをまとめているので、都市公園条例を外すかどうかという判断を、岬町職員組合書記長、小川正純氏を介して、議会の数日前に労組に打診をしてきました。3月議会の事業民生委員会において、深日の議員たちから、大阪ゴルフの従業員も岬町民であり、岬町として、住民の雇用確保について南海電鉄に申し送りを、また、田島議員から、共存共栄とは、拡大解釈すると雇用も含まれるため、雇用を確保するならという条件つきで、岬町都市公園条例の一部を改正する件は可決されました。

しかしながら、この件が可決されたことから、経営者が寄り、大阪ゴルフクラブは平成19年5月31日をもって解散、南海電鉄子会社、(株)南海大阪ゴルフクラブに事業譲渡するという説明を受け、危機感を感じた労組は、雇用確保のため、数回にわたり、石田町長、岬町議会あてに要望書を提出しましたが、余り芳しい回答はいただいております。

私たちは、大阪ゴルフの解散、南海電鉄への事業譲渡により、組合員だけが9名不採用になりました。現在、私たちは、地位確保のため、大阪地方裁判所と大阪労働委員会に闘争しており、今回の不当解雇の原因の1つとなる岬町と南海電鉄の関係についても審議しなければならないため、まことに勝手ながら、表記の件について、貴殿から石田町長並びに岬町都市公園条例解除に関与した方々に対しての真意のご確認をいただきますよう、よろしくお願いいたします。というのが、まず前段で来ております。

次に、石田町長と大阪ゴルフ労働組合19名との面談ということで、町長、これなんですけども。これが書かれております。ここにはいろんな方の名前が出ておりますので、それは勘弁して

いただいて。組合が町長との、これは平成１９年１月５日の１８時から１９時、岬町庁舎町長室にて。そのときに理事者側は、岬町長と、当時の企画部長、企画部長は途中で退席をされていつているようです。組合側は約１９名ということになっております。組合の方が言わく、きょうはお忙しい中、申しわけございません。私たちは、平成１７年１１月２１日から、合理化一環で、コース管理業務を委託いたすことを会社と団体交渉してきましたが、会社は組合の了解もなく、方針を変えず、平成１８年１１月１日に強行に委託業者、（株）稲治造園工務所の子会社（株）ジャムスを送り込んできて、コース管理に在籍する組合員に自宅待機の辞令を突きつけてきて、組合員に出された辞令を見たら、代表者の名前すら記載されていないお粗末なものでしたということ町長に言ったところ、町長は、大阪ゴルフ内において、そのようなことが行われていたことは、きょう初めて聞きました。

続いて、組合の方言わく、これは委員長だろうと思うんですが、コース管理には地域住民を雇用しているので、岬町として、このことについて何ら協力してもらえないのですか。大阪ゴルフは、都市公園でコースを拡大するに当たって、地域住民の所有地を買い上げるときの条件として、地域住民の雇用と、雇用するに当たり、終身雇用するとの書類が存在すると聞いておりますが、ご存じでしょうか。町長言わく、知っています。かなり昔の話ですが、その書面は存在しております。

それと、会社が具体的に動き出したのは、いつごろですか。組合、１０月の２０日ごろですね。（株）ジャムスのコース管理の調査が行われたのも１０月２４日ですと。町長の弁ですね。なるほど、その時期は岬町の都市公園条例を外すことを大阪府と話し合って、ある程度めどが立った時期と一致しますね。当初は、大阪府の方では都市公園条例の解除に余り前向きでなかったんですがねえ。ある時期から、今まで岬町の都市公園条例解除に難色を示していた府の藤原出納長が急に動き出して、少しおかしいと思ったのですけど。町長、この辺はよう聞いといていただきたいんですが、これが事実かどうか私わからないんですけど、聞いていただきたい。

岬町としても、都市公園条例を外した方が、固定資産税として要求できますから、都市公園利用税を大阪ゴルフと安くしてくれという話し合う必要もないから、よいと思ったんです。それと、大阪ゴルフは、南海電鉄の関連の企業か子会社なんですか。組合言わく、いいえ、大阪ゴルフは南海電鉄の子会社でも何でもありませんよ。南海電鉄は大阪ゴルフの大株主です。南海電鉄から出向社員が来て経営に当たって、資金援助を受けているらしいんですが、それとクラブ運営の実権を握っている理事会も過半数は南海のＯＢです。南海から大阪府に対して、岬町都市公園条例の解除に何ら働きかけをしたんでしょうかね。町長言わく、大阪府の藤原出納長は、南海電鉄と

太いパイプでつながっているかもしれないですね。ここで笑うと、こう書いてあります。

岬町としては、南海電鉄が都市公園を外す方向で依頼があったので、大阪ゴルフは南海の子会社として対応していましたよ。子会社や関連企業でないとすると、岬町が南海電鉄と都市公園条例解除について話し合うのもおかしな話になるね。組合言わく、そうなりますね。組合は、再三新規株主の募集を行ってはどうかと言っているんですが、都市公園条例があるためできないと言われてきたんです。町長、そうですか。

東京に陳情に行った際、みさき公園の駅前開発に向けた青写真ができ上がっているのを見て驚きました。これは、以前から大阪ゴルフの敷地の中に個人の所有地があり、その土地の買い上げを平助役と南海電鉄が進めていたようです。南海電鉄は、みさき公園と大阪ゴルフ、2つの都市公園利用税を支払っているの、これを外して改革するつもりかもしれないですね。南海電鉄から副社長と北浦部長が都市公園の件で頻りに話し合いに来て、岬町の対応は平助役がしていますが、私のところは全然来ないですね。それと、平助役は、南海電鉄と密接な関係にありますから、和歌山の木村知事の談合事件のような社会問題にならなければいいですが。岬町でも逮捕者が何人か出るかもしれないですね。そんなことにならなきゃいいのですが。私も心配しているんです。私は企業から接待を受けることをしたくないので、できるだけ食事の時間帯を外して面会するか、庁舎に来ていただいて面会するようにしますが、平助役はひょっとしたら南海電鉄から飲み食いの接待ぐらいは受けているかもしれません。

今回、大阪ゴルフ労組さんからこの話を聞いてなければ、私もわかりませんでした。このことはほっとくわけにいきませんし、このことを南海電鉄と大阪ゴルフにも話してもよいですか。1月10日の南海電鉄の山中社長が庁舎に年始のあいさつに来ますから、雇用について、私からもお願いします。組合は、お願いしますと。町長は、わかりましたと。南海電鉄も、岬町を無視して行うことはできないので、前向きに検討しますと、こういう文面が私の手元へ。

町長の答弁をいただきたい。

- 辻下正純議長 答弁できへんで、長かったら。
- 田代 堯議員 これで一応終わります。あと、町長に。
- 辻下正純議長 まだ二、三分あるんで。答弁。
- 石田町長 5分ということでございますので、できるだけご答弁させていただきます。

まず、第1点目のところでございますが、平野の造成地のところ、これは、どれだけの価格かと。これはよろしいですか。せっかくの時間でございますので、これにつきましては、幾らの価格かという部分は、今の赤字の部分、今まで経費にかかった部分、これをこれから売れる部分で

割っていけば出てこようかと思っております。ただ、それがその価格で売れるかどうかという部分は、今の岬町の時価の価格では、非常にまだしんどい。それをいかに上げていくか。このためには、まず道もつくっていかないといけないという形で、今、第二阪和の促進に関しては鋭意努力している。これが、おそらく開通してくれば、岬町の土地価格も徐々に上がってくる。そのときには、この辺の部分がチャラになるのか、あるいは赤字になるのか、さらにプラスになってくるのか、この辺はこれからの推移だと思いますけども。先ほどの会計については、そういった形で処理していきたい。今まで非常に困難になっていたところも、これも法務局の方に直接私行きまして、何とかこの部分に関しては、今まで、なかなか難しいと言われた、これ、議員もご認識かと思うんですけども、この分に関しては何とか協力していただけるような形で、トップ会談は終えております。

続きまして、2点目の部分で、まず、時間の関係で、先にそちらの今の文書の部分から行きたいと思います。

そういったお話の中で、非常にひっかかっておるのが、終身雇用について書類があるという認識を私が持ったという部分に関しては、おそらくそういったところはないかと思っております。私が認識しているのは、36年4月の契約書、これが、その当時は一番古い分でございますので、この文言というのは、ちょっとどういったところから書かれたのかという部分があるんですけども、それはないかと思えます。

その後につきましては、おおむね同じような形での発言は私もしておりますし、やっておるんですけども。ただ、個々にニュアンス的にして食い違うところがあるかと思っております。ただ、名前が上がったような藤原出納長のところにも、正直、私もお伺いしたことは、これ、部長でお会いいたしておりますし、そして、東京に陳情に行ったときに、当時の経済産業大臣の大臣室で、南海さんの図面という部分も出ていた、これも事実でございます。これにつきましては、我々も非常にびっくりしたのは、この都市公園法の平成16年12月の、わずか1項が加わったという部分が、なぜこんなに開発まで大きく響くのかというのが、おそらく、その当時、16年12月以降、我々としては認識なかっただろうと。ただ、企業さんからすると、ディベロッパーからすると、それで大きく何かが変わるんだという部分を目ざとく見つける方がいらっしゃるという部分では、非常に驚きを覚えたという感想は述べたことがございます。

それから、あと、平助役、当時の助役、今の副町長の名前も出ているという部分では、これは私たちの南海との交渉、これにつきましては、本来、我々組織としましては、うちの事業部地域振興課が本来の窓口、これも、なぜ窓口かという部分もあるんですけども、窓口になっている。

ただ、今回にどんどんどんこれが進展してきましたので、地域振興課の対応では、非常に無理がある、しんどいというところで、今回、私の指示で、第二阪和等プロジェクト推進課の方にこの職務を任すようにしております。そしてまた、その中で、これは府との関係がございますので、総務の理事の方にも、これにアドバイスするよという形の指示をしております、その中で、全体的にプロデュースする。これは過去の経緯から、あるいはいろんな人脈から、今の平副町長が一番適任だという形でお願いをいたしております。

私自身がお会いするクラスとしては、今の山中会長と亘社長でございまして、それ以下のメンバーとは、私は交渉はしないという部分、これも組織としてございますので、実務的な形では、そういった部分は、私は知らないという形にはなろうと思うんですけども。

そこで、南海さんとの接待の部分でございますが、私も副町長も、もちろん、これは南海パークスの開園のパーティーにお呼ばれしております。そこで、お昼ご飯たらふくいただきましたし、お土産に1,000円のコンパスカードを2枚ちょうだいしております。そういったところはございますが、これも同席したほかの首長さんに確認しますと、これも同じ2枚のコンパスカードだけでございまして、別に岬町の三役ですから、非常に南海さんから特別な供与があったというところではないということだけは、本会議の場で明言しておきたいと思っております。

以上でございます。

○辻下正純議長 時間が来ましたので、田代 堯君の質問が終わりました。

次に、竹内邦博君。

○竹内邦博議員 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

ことし、19年3月議会の最終日にいただいた町の財政収支5カ年見込みによりますと、先ほど、田代議員が質問いたしましたように、平成19年度から23年度のうち、平成19年度は収支プラスマイナスゼロで推移していると読み取られます。ただし、平成20年度より23年度の4年間については、毎年数億円の赤字が計上され、5年目の平成23年度には、累計赤字、これはマイナス約7億7,900万になる見込みであるという書類をいただきました。

この件について、先般の6月議会で、鍛冶議員が、収支経費を減らすべく、給食センター及び保育所を民営化にしたらどうかと一般質問されました。行政より、民営化による具体的な効果金額は示されなかったため、一般質問終了後より、引き続き有志議員の勉強会の議題の1つとして、町直轄と民営化の比較検討をしていただくように行政の方に要請いたしてきました結果、給食センターの民営化について、行政の方でいろいろと検討していただいていると伺っております。最終報告はまだ先でもよろしいが、現在検討中の中間報告でもよろしいから、お聞かせ願いたいと

思います。

また、保育所の民営化についても、いろいろと検討していただいていると思われませんが、本件も、現在の状況、この2点をお聞かせください。答弁の結果で再質問させていただきます。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。岡田教育部長。

○岡田教育部長 竹内議員の給食調理業務の民間委託検討の進捗状況について、ご回答を申し上げます。

調理業務の委託を検討する基本的な考えとして、今までの岬町の学校給食のよさを生かしながら、どのような委託が望ましいかを検討するために、行財政改革課、企画人事課を交え、業務の実施方法、委託業務の範囲、経費の負担区分などの内容について検討を重ね、また、府内他市町の委託状況についても検討した上で、給食調理業務委託検討に係る仕様書を作成いたしました。

検討の資料とする見積業者の募集については、堺市の一部を含む岸和田市以南の学校給食委託業者とし、去る8月10日、学校給食センターで、7社の参加のもと、現地説明会を開催したところです。見積書の内容については、各社のノウハウを生かした提案型とし、概要説明と仕様書説明とともに質疑応答を行い、施設見学も同時に行いました。

見積書の提出期限を8月29日締め切りとして回答を得ましたので、今後の方針としましては、行財政改革課、企画人事課を交え、直営に係る経費と各社からの見積書とを比較検討の上、民間委託も含めたあり方を検討したいと考えております。

○辻下正純議長 芦田部長。

○芦田福祉部長 私の方からは、保育所民営化の検討状況の報告として、ことしの6月議会のときに、他市町村の状況で金額的な効果額なり、あるいは民間移行の問題点において、最初の数年間は、逆に保育所費用がふえるということをご答弁させていただきましたけれども、具体的に、岬町で淡輪保育所を民営化した場合の財政効果についての試算結果をご答弁申し上げます。

淡輪保育所を民営化した場合の運営経費を比較しましたところ、一般財源ベースでは約6,700万円の費用効果が出るという試算になりました。しかし、仮に民営化をして、残りの町内の2カ所の公立保育所経費と民営化された淡輪保育所への町の委託料を合算した額と、昨年度の平成18年度、保育所の経費総額とを比較しますと、一般財源ベースでは、逆に2,500万円の増額になるという結果になりました。

このように淡輪保育所が民営化され、経費が軽減されたにもかかわらず、保育所全体に係る一般財源が増加してしまうのは、淡輪保育所の保育士を深日・多奈川の各保育所に配置がえ、異動することにより、確かに臨時保育士は減少し、その分の費用は削減されますが、民営化に係る委

託料が新たに発生し、その効果を上回ってしまうからであります。

この増額は、保育士の定年退職に伴って徐々に減っていきませんが、プラスマイナスゼロになるのが平成25年ごろ、そこから初めて、ようやく財政効果があらわれるということとなります。

なお、この試算は運営費のみのもので、民営化に当たっては、増改築、補修、設備投資も必要になると思いますが、それに要する費用はこの試算では含まれておりません。

以上です。

○辻下正純議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 いろいろとありがとうございます。両部長にいろいろと資料づくり、ありがとうございます。

給食センターの、一応8月29日に見積もりをあわせていただいたということなんですけれども。給食センターの最終の報告、民営化するかせんかというボーダーラインは大体いつごろになるかというのと、芦田部長の保育所の検討をいろいろお聞かせいただきましたが、すべての保育所、これをもし仮に民営化した場合、先ほどは、淡輪保育所と、あと、深日と多奈川ということなんですけれども、すべての保育所を民営化した場合、どうなるのか。特に、1歳児から3歳児、その少ない多奈川、深日、淡輪、それを1カ所にまとめると。また、淡輪保育所と深日保育所、ここの2カ所にまとめてした場合というふうなことも検討していただきたいと思います。

1件だけでなくして、こうした場合にはどうだ、ああした場合にどうだという結果を行政として、引き続き検討をお願いしたいと思いますが。この資料の件なんですけど、大体いつごろになるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○辻下正純議長 岡田教育部長。

○岡田教育部長 竹内議員の再質問にお答えします。

現在、受領しました見積書の内容を見ながら、今後、早急に検討を進め、ご報告できるように取り組んでまいります。

○辻下正純議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 竹内議員の再質問にお答えします。

ご提案のありました比較検討につきましては、12月議会でご報告できるように試算をしてみたいというふうに考えております。

○辻下正純議長 竹内議員。

○竹内邦博議員 ありがとうございました。

ただいま教育の方からも早急にというお言葉が出ましたので、なるべく早く資料なりを作成し

ていただきたいと思います。

また、芦田部長の方から、１２月の議会ということをお聞かせ願いました。また、我々有志でいろいろと勉強をさせていただいて、また続いて質問をさせていただくことになるかと思いますが、けれども、よろしくご検討の方、お願いしたいと思います。

以上です。

○辻下正純議長 竹内邦博君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

５分間休憩します。

（午前１１時１７分 休憩）

（午前１１時２５分 再開）

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、小川日出夫君。

○小川日出夫議員 おはようございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。何分ふなれで、わかりにくい点もあるかと思いますが、ご容赦お願いいたします。質問事項は前もって通告しておりました、上下水道についてでございます。１番目に、水道事業財政のさらなる改善についての質問です。２つ目に、町財政の現状と今後の下水道の整備についての２点について、質問いたします。

私は、今回初めて、選挙活動を通じて、住民の皆さんからは収入は減るし、税金上がるし、保険料、使用料は値上げする。だんだん生活が苦しくなる。何とかならへんかと、たくさん相談を受けてまいりました。そんな中でも水道料金が、ことし、平成１９年５月から値上げになりました。その値上げの理由については、ことしの１９年２月、各戸に配布された「水道料金の改定について」という冊子に、町の人口が減り、大量の水を供給していた企業の操業の縮小などで料金収入が減ったことや、町のどの住宅にも水道が利用できるようにするための事業など、財政が大変苦しくなり、料金値上げになったと説明されております。

この件については、料金改定を審議した昨年、１８年９月議会の議事録を読まさせていただき、まず、私としては、部分的に理解できました。でも、町民は納得していないと思います。水道当局は、支出面で人件費や経費の削減を行ってきたと、まず思いますが、まだまだ努力は足りない

と思います。なぜなら、水道料金の改定についてのその冊子の中に、住民サービスの維持向上及び経費節約の観点から、民間企業が可能なものについては、積極的に民間委託を推進すると、こう書いてありました。私も同感でございます。できるものから速やかに積極的に民間委託の実施を行い、住民サービスの維持向上と事務の改善を行ってもらいたいと思っております。さらなる努力をし、できる限り、住民負担がこれ以上ふえないようにしてもらいたいと思います。

そこで、町はいつからどのようなものを民間委託しようと考えているのか、お聞かせください。

また、水道事業会計は、言うまでもなく、水道使用料で事業が成り立っているはずで、公営事業でも民間企業でも、品物を売って売掛金を回収する、これが基本だと私は思います。水道の料金を確実に徴収することが大事だし、この徴収業務が、今、十分機能してないと感じております。また、水道使用者の間で、料金の未納者と、まじめに払っている納付者と不公平間をなくすために、町はどのような対策を考えているのか、お聞かせ願いたい。

続きまして、町財政の現状と今後の下水道整備方針について、質問いたします。

現在、深日地区及び多奈川地区では、順次下水道の整備が進められておりますが、まだ全体区域の約半分は整備が残っている状況と聞いております。下水道整備が完成するまでには、かなりの費用と時間と期間がかかるということは、住民も私も理解しております。しかし、快適な生活を送るために、下水道を待ち望んでいる人もたくさんおります。現に下水道の整備されてない深日、多奈川地区の住民さんにより、ここは一体いつになったら下水道が使えるようになるのかなと。たくさん相談を受けてまいりました。

将来の整備計画は、できる限り住民に知らせていく必要があるんじゃないかと私は思っています。この将来計画に関連するのですが、町の財政状況は大変厳しい。この財政状況の中で、これまで進めてきた下水道を町は今後どのような方針で整備を図っていこうと考えているのか、この2点についてお聞かせ願いたいと思います。

以上が私の質問です。答弁の内容次第では再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 小川議員の質問にお答えいたします。

町の水道事業の現状は、住民の減少、大企業の操業の休止による収入の減少や、町の地形的要因により配水管の延長や配水池、町内各所に8カ所あるんですが、その配水池や送水ポンプ等の設備に多額の経費を要しました。また、町内のすべての家庭に水道水を供給するための事業投資など、この経費が重なり、住民1人あたりに係る経費が大きく、水道財政を圧迫してまいりました。

このため、これまでの職員の定数の削減や、また給与の削減など、さまざまな経費の削減を行い、また、自己水である、孝子にあります逢帰ダム、このダム水の活用によって、府営水の購入費を抑えるなど経費の削減を行ってまいりました。しかしながら、健全な財政に転化するには至らず、これ以上の財政悪化を放置することができないため、やむを得ず料金改定を行った次第でございます。このあたり、ご理解をよろしくお願いいたします。

小川議員の第1点目の住民サービスの維持向上と事務改善のために、いつから、どのようなものを民間委託しようと考えているのかという質問について、お答えいたします。

私も従前から民間でできるものについては民間にお願いし、そのノウハウを生かし、住民へのサービスの維持向上と経費節約を図っていきたくて思っていました。

水道事業におきましては、検針業務、集金業務、水質検査、日・宿直、このような業務があります。その中でも一部個人委託などを既に行っているものもございます。これらの委託業務の項目や内容について精査、検討し、平成20年度から実施してまいりたいと考えております。

2点目の料金未納者に対する対策について、お答えいたします。

水道水は、生活を営む上で必要不可欠なものとの考えのもと、従来は督促、催告をするものの、給水停止などの措置は基本的に行ってこなかったのが実情でございます。

また、財政の改善を図るために、さまざまな削減の中に職員数の削減も行い、現体制は日常業務に必要最小限の人員配置としており、必ずしも未収金の整理業務に十分な人員の確保ができていたとは言えない状況であります。

しかし、現在の厳しい財政状況においては、未収金の確保は不可欠な状況であります。また、善良な納付者と未納者との間における不公平感が生じてきているものと思われれます。その不公平感を払拭するために、今後は積極的な未収金整備をすべき状況になっており、最終的には給水停止を視野に入れての未収金整理を行ってまいりたいと考えております。このような業務についても、他の業務と同様に、民間委託を検討し、実施してまいりたいと考えております。

次に、町財政の現状と今後の下水道の整備方針について、お答えいたします。

1点目の財政がどのように厳しいのかとの質問について、お答えします。

これは答弁がダブることもありますが、本町の財政状況につきましては、小川議員が耳にされるように、非常に厳しい状況にあります。町税は、平成9年をピークに、人口減少や社会経済情勢により税収が減少していることに加え、バブル崩壊後の国の景気対策を活用した多額の起債を発行して、公共施設の整備を行うことに伴い、地方債の元利償還が町財政の大きな負担となっております。加えて、少子・高齢化に伴う社会保障費の増加により、毎年、基金を取り崩す

ことにより収支を調整するという大変厳しい財政運営を行っているところでございます。

さらに、本年6月には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、これまで会計ごとに健全化が判断されていましたが、平成20年度決算より、一般会計、特別会計を含めた全会計トータルで、財政の健全化が判断されることになり、一般会計でなく、下水道事業特別会計を含むすべての会計が関連してくることになります。

2点目の今後の下水道の整備方針について、お答えいたします。

本町の公共下水道は、平成元年に、南大阪湾岸南部流域関連公共下水道として、淡輪地区の一部区域において、事業認可を取得し、その後、整備を進め、事業認可区域の拡大を図り、現在、淡輪地区のほぼ全域、深日及び多奈川地区の一部の区域が事業認可区域となっております。整備状況は、平成19年度3月末で、普及率62.8%となっており、この数値は岸和田以南の8団体の中では、田尻町、岸和田市に次ぐ3番目の整備状況となっております。

次に、下水道事業の財政状況を見ますと、下水道の収入源である下水道使用料や受益者負担金では賄いきれず、一般会計からの繰り入れに頼っているのが現状でございます。

これまでの整備による起債の現在残高は約53億円となっており、この起債の償還に年約3億7,000万を要しております。これは下水道予算の約半分に当たり、下水道財政にとって大きな負担となっております。このような下水道財政の状況で、これまでの整備ペースで、今後も整備を続けると、起債の累積がさらに膨らみ、償還金が増加し、必然的に一般会計の大きな負担につながるようになります。

町財政の現状でお答えしましたように、町財政の危機的な状況にありますので、今後の下水道事業の整備につきましては、一般会計からの繰入金をしてできる限り抑制し、財政状況に見合ったペースで整備を図る必要があると考えております。

現在、進めております事業の認可期間は、平成13年度から平成19年度、今年度までとなっており、本年度は事業認可の最終年度となり、事業認可変更の時期に当たります。この変更に当たり、現在、事業計画の見直し作業を進めているところですが、現認可区域には、まだ未整備の区域があり、今後の財政状況をかんがみますと、認可区域を広げることは困難と考えております。この事業計画の見直しにつきましては、平成20年3月の議会でご説明させていただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○辻下正純議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうも、部長、答弁ありがとうございます。

1番目の民間委託の実施による住民サービスの維持向上、そして事務の改善を行うことの質問

に対して、末原部長より、委託業務の項目や内容について調査・検討し、平成20年度から実施してまいりたい、そのような答弁をいただいたと思いますが、ぜひとも早い時期に実施していただきたい。そして、住民サービスの維持向上と事務改善に努めてもらいたいと思います。

また、次の未納者に対する対策についてですが、水道課の体制は、今、日常業務に必要な最小限の人員と、こう説明がありましたが、状況は確かにお察しします。水道事業の財源確保という面で、きちんと納付している人と、また未納者との不公平感をなくすため、給水停止を踏まえた未納者への対応はやむを得ないかなと私も思います。このような業務体制こそ、民間のノウハウを活用して、前向きに頑張っていただきたいと思います。

次に、水道事業において、住民サービスの維持向上のために、民間のノウハウを積極的に活用して、事務改善に努めていただけるようお願いしておきます。

次に、今後の下水道の整備方針については、第二、第三の夕張にならないように、十分事業計画を見直していただきたいと思います。その内容については、来年、平成20年3月議会で聞かせていただけるということなので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、町長にお聞きしたいのですが、住民に給水停止を踏まえた未納者への対応ということで、水道会計を健全化し、また未納者ときちんと払っていただいている利用者との間に不公平感をなくすために、そういう措置も必要があるのではないかと考えているのなら、町行政として、これに向けて、ちょっと取り組みが遅かったのではないかと、そう痛感しております。今後、給水停止となると、やっぱり町長の判断も大変重要かと思しますので、その後の町長の考えと、また、それを実施するのなら、いつからぐらいか、ひとつお聞かせ願いたいと思います。

○辻下正純議長 石田町長。

○石田町長 小川議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、水道事業のことですが、確かに、この水道事業、これ、公営企業会計として、先ほどから何度も出ています連結の対象には、本来含まれないやもしれないんですけども。ただ、私は、当初から、この水道事業会計につきましても、やはり一緒に考えていきたいと思っておりましたので、したがって、昨年夏に、各地、町内9カ所、住民さんとの対話、回らせていただいたときにも、この水道事業会計の起債残につきましても、私は一括して考えておりました。

したがって、そのときからも、約200億の起債残があるよという形で申し述べてきたんですけども。確かに、その中でも、今、議員がおっしゃったような未納者の対応というのが遅かったのではないかとご指摘、もっともでございますが、ただ、これも今までいろんな法的な制約もあって、やってこれなかったという問題もあり、その辺がクリアできていったというこ

とで、先ほど、末原部長の方から答弁させていただいたように、20年3月議会で、そういった点の民間委託にしていくところの手続を踏まえていき、そしてまた、住民さんの周知も徹底していく期間も必要かと思いますから、その辺もやって、でも少なくとも20年度中には、きちりこの辺をクリアして、不公平感のないように、きちりお支払いしていただいている方と、悪意で滞納されている方、これはきちりけじめをつけていきたいと思っております。

ただ、我々の役目といたしましては、給水停止をするということだけが目的ではございませんので、あくまでも十分に住民の皆さんにご説明申し上げて、正しい納付がされるような形でご理解賜るように、これは十分努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○辻下正純議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 どうも、町長、ありがとうございます。

20年3月議会で聞かせてくれるということと、20年度中に何らかの処理をしていただける。さらなる努力をして、少しでも住民負担が少なくなるようにお願いして、私の質問を終わります。

○辻下正純議長 小川日出夫君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻下正純議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

午後1時から再開しますんで、よろしくお願いいたします。

(午前11時47分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○辻下正純議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、川端啓子君。

○川端啓子議員 ただいま議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。住民サービスの向上、環境行政、子育て優先のまちづくりの順番でさせていただきます。

最初に、住民サービスの向上についてですが、乳幼児を連れて来庁するお母さんが、申請書を記入したり諸手続をする際に利用できるベビーカーを設置し、貸し出しできないものでしょうか。庁舎内を移動する際にも利用でき、非常に便利と思います。住民サービスの一環として、乳児から利用できるように、1カ月児から2歳児までを利用対象として、受け付けでベビーカーを貸し出し、若い母親らに大変喜ばれている自治体があります。乳幼児の安全確保のためにもベビーカ

ーを設置し、貸し出しをするということができないもののでしょうか、当町の見解をお尋ねします。

また、車いすを利用する障害者の方が、町内の各施設を利用しやすくするために、各施設に車いすを設置することも大事だと思います。全町的には設置している施設もあると思いますが、その辺の状況はどうなっているのでしょうか。

次に、ひとり暮らしの障害者、高齢者の方がごみを出すのが非常に困難であるとの声があります。各自治体においては、個別に玄関から声をかけながら回収するふれあい収集を実施しているところが多々あります。お隣の阪南市でも、本年2月より、安否確認を兼ねて実施されております。当町としてもできないものなのでしょうか、当町の見解をお尋ねします。

次に、環境行政についてですが、本年は地球温暖化防止のための京都議定書が採択されて10年の節目であります。また、一昨年の平成17年2月16日には、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を義務づける京都議定書が発効されました。我が国の温室効果ガス、二酸化炭素の削減義務は、1990年比で6%減らすことを目標に、義務づけられております。しかし、現実には温室効果ガスの総排出量を減らすことが非常に難しく、数値目標達成が危ぶまれている現状であります。

各自治体においても、それぞれの責務を果たすべく、環境基本条例の制定、また、基本計画を策定するなどして、さまざまな取り組みがなされております。ある自治体では、太陽エネルギーを利用するソーラー照明灯などの太陽光発電システムの活用で、二酸化炭素の排出や電気代節約という環境負荷への効果を得ております。また、屋上緑化や壁面緑化への取り組みをなされているところも多々あります。壁面緑化は太陽光の直射を遮り、夏場の冷房負荷を抑える効果が期待されるというメリットがあります。

庁舎を壁面緑化されたところは、ふだんなら朝の太陽が直接当たって、室内温度が一気に30度Cぐらいまで上がるが、ことしは28度Cから29度Cで抑えられている。職員にとっても、窓の外に緑があって、精神的にほっとするなどの声が上がっております。特に、ことしは記録的猛暑であったということもあり、マスコミでも壁面緑化、いわゆるみどりのカーテンの効果について取り上げていました。このみどりのカーテンについて、私は、昨年12月議会での一般質問で、ヒートアイランド対策の一環として、公共施設にみどりのカーテンを設置するよう提案しました。そのときに、先進自治体の事例等の取り組み状況や情報収集に努めて、研究してまいりたいというように考えておりますとの答弁をいただきましたが、その後、何らかの進捗があるのでしょうか。地球温暖化対策への取り組みについて、みどりのカーテンの設置について、この2点について、当町の見解をお尋ねいたします。

次に、子育て優先のまちづくりについてですが、近年、少子化の進行や核家族化、地域コミュニティの弱体化など、私たちの暮らしは大きく変化しておりますが、職場や地域、家庭においては、依然として、家事や子育ては女性の役割という男女の性別役割意識が根強くあります。また、日常生活において、男女の差別をほとんど意識せずに暮らす現代の若い子育て世代においても、家庭生活では、女性に家事や育児の負担が重くのしかかっているのが現状であります。

岬町次世代育成支援行動計画の子育てについて、悩んでいること、気になることのニーズ調査結果にも、子育てに関して、配偶者、パートナーの協力が少ないこととありました。男性の育児参加を促す環境づくりの推進が喫緊の課題であります。子育てに父親が積極的に参加することは、単に母親の負担を軽減するだけでなく、親として本来果たすべき子育ての役割を担うことであり、そのことにより子供自身の心身の健全な成長を期待できると思います。父親が積極的に子育てに参加できるよう、例えば、育児休業もとりにやすくするなど、社会のシステムづくりが大事だと思います。当町の職員においては、その辺、どのようになっているのでしょうか。

また、父親の積極的な子育て参加の手助けとして、父子手帳の活用があります。母子保健法に基づいた母子手帳が母子の健康面での記録的要素が強いのに対し、父子手帳は決まりはないため、内容は自治体によってさまざまですが、イラストをふんだんに使い、おふろの入れ方や離乳食のつくり方、子供との遊び方、子供の発達を見る目安などを解説し、さらに、休日・夜間診療など緊急時の連絡先、家族で楽しむことができる行楽地なども紹介している父子手帳、お父さんの子育てハンドブックを作成し、配布している池田市では、大変好評を博していると聞き及んでおります。当町においても取り組みを提案いたしますが、ご見解をお尋ねします。

次に、妊婦の生活改善を図る妊婦バッジ作成・配布について、お尋ねします。

妊婦への優しい環境づくりの一環として、周囲の人に妊婦への配慮を求め、妊婦の生活改善を図るツールとして、妊婦バッジの配布・普及に取り組んでいる自治体が幾つかあります。特に、外見上、妊婦と判断しにくい妊娠初期は、ママにとっても赤ちゃんにとっても大切な時期であります。妊娠初期から安心して外出ができるよう、交通機関等での優先座席の確保、また、妊娠中のママに心配りのある環境づくりを推進し、妊娠初期からの子育て支援が大事ではないでしょうか。子育て支援を最重要課題として、どこよりも子育て施策に取り組んでいる当町の見解をお尋ねいたします。

質問は以上であります。答弁の方、よろしくお願いいたします。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 質問が多岐にわたっております。私の方からは、川端議員のご質問のうち、住民

サービスの向上のベビーカーと車いすの設置の2件及び子育て優先のまちづくりの3件、合わせて5件についてお答えします。

まず最初に、庁舎内のベビーカー設置のご質問であります。

岸和田市以南の各自治体におけるベビーカーの設置状況を調査しましたところ、現在、岸和田市役所で貸し出しをしている以外は、他市町村は実施をしていないという状況でした。また、今のところ、住民さんの方から直接窓口の方にそのような要望があったという話は届いておりません。しかし、川端議員ご指摘のように、小さな赤ちゃんを抱えて、実際に窓口、子育て支援課に来られたりしている姿も見受けております。このようなニーズの先取りということもありますので、今後、子育て支援のための住民サービスの向上の方策として検討をしてみたいというふうに考えておりますが、財政逼迫の折、例えば、試行段階として、住民の皆さんに呼びかけて、使わなくなったベビーカーを提供していただく等、その実現方法に工夫をしてみたいというふうに考えております。

同じく、住民サービス向上の2点目の車いすの設置であります。

現在、町の各施設の設置状況ですけれども、本町におきましては既に設置しておりまして、年に数度、来庁された高齢者の方から利用の申し出があるところであります。本庁舎以外では、健康ふれあいセンター、保健センター、各小・中学校、火葬場では設置されておりますけれども、文化センター、青少年センター、公民館、淡輪海浜会館、深日会館、淡輪老人福祉センター等では、まだ設置されております。

一方、庁舎内におきまして、岬町の選挙管理委員会では、投票所用の数台の車いすを所有しており、選挙以外の市民については使われていないというふうに聞き及んでおります。今後、この車いすの有効活用について、まず施設のニーズを把握し、施設と選挙管理委員会の仲立ちを私たち福祉部がすることができないか等、各出先施設への車いすの設置の増加のために検討していきたいというふうに考えております。

次に、子育て優先のまちづくりの1点目であります男性の育児参加支援についてであります。

育児休業等、役場職員の状況ですけれども、職員の育児参加休暇の取得状況ですけれども、本町におきましては、役場に勤める正職員を対象としまして、次世代育児支援行動計画を平成16年7月に策定しております。この計画に基づいて取得状況等の調査をしておりますけれども、育児休業等の取得については、女性職員12名の取得率は100%の実績であるものの、男性職員については、対象が3歳未満の子を有する者となっております。その対象職員数が2名という極めて少数でありますけれども、この2名の取得、育児休業の取得実績はゼロとなっているのが

実情であります。

それから、2点目の父子手帳、またはお父さんの子育てハンドブックの作成についてであります。

母子健康手帳交付時に、両親向けの子育てについてのパンフレットやリーフレットを、マタニティクラスでは、別途冊子を配布しておりますけれども、父親向けというものではありませんし、それ以前に、まだ、子育て支援のためのガイドブック岬版もできておりません。父親の出産や育児に対する意識を高める方法として、父親向けの資料配布は有効と考えていますけれども、厳しい財政状況にかんがみ、新たに予算を確保しての施策は困難と考えております。そこで、今後、子育て支援センターと保健部分が連携をし、職員の手づくりによる子育て支援ガイドブックをつくる方向で検討してまいりたいと考えています。

3点目に、妊婦バッジの作成・配布についてですけれども、外見上では妊婦と判断しにくい妊娠初期は、母体にとっても胎児にとっても大切な時期であります。妊婦さんが妊娠初期から安心して外出できるよう、人が集まる場所などで、周囲の人々にいろいろと配慮してもらおうというのが妊婦バッジの趣旨だというふうに考えております。

本町では、平成19年4月から、妊娠届け出をされた妊婦さんに、母子健康手帳とともに、職員の手づくりによるバッジとストラップを配布し、身につけてもらえるように勧奨するとともに、健康づくり予定表に、妊婦バッジのマークを掲載しております。また、大阪府作成のポスターを掲示し、妊婦バッジへの理解が広がるよう取り組みを行っているところであります。

以上であります。

○辻下正純議長 白井住民部長。

○白井住民部長 それから、引き続きまして、私の方から、住民サービス向上のうち、ふれあい収集について、並びに環境行政の地球温暖化対策について、回答させていただきます。

まず、ふれあい収集でございます。地域に住む人々が安心して暮らせるには、お互いが助け合い、良好な地域コミュニティを構築しながら生活することが最も必要ではないかと考えております。こうした中、ひとり暮らしの高齢者や障害のある方の世帯など、ごみ出しが困難な方には、親族や地域コミュニティなどの方々の協力を得て、所定のごみ集積場所まで、ごみの排出を行っていただいております。

しかし、少子・高齢化や核家族の進行により、どうしても粗大ごみなどの排出ができないなどの相談や要望が寄せられております。今後こうした世帯に対して、町職員などが玄関先まで個別に収集に伺うことによって、ひとり暮らしの要介護の高齢者や障害のある人の安否確認など、日

常生活をサポートするふれあい収集制度の導入を検討する必要があります。

まず、このふれあい収集の対象となる可能性のある人数を調査したところ、1人世帯で、要介護区分が4及び5の認定を受け、在宅介護サービスを受けている方は約30名と想定されております。また、身体障害者手帳が交付され、移動に支障があると想定される障害の内容が、下肢・体幹不自由で、かつ1級及び2級の方は約90名が想定されております。

次に、ふれあい収集制度を導入した先進団体の事例から、本町の課題を整理したところ、まず、介護、障害及び単独世帯情報などの個人情報が適正に管理できるかの問題であります。ふれあい収集を実施する団体では、収集業務を直営で行っているケースが多い中、本町では民間会社に委託しているため、本町の実情に即した個人情報保護対策をとる必要があると考えております。

次に、ふれあい収集を希望する人数にもよりますが、個別収集件数の増加に伴う収集コストの増加や収集時間の遅延などが考えられます。また、真にふれあい収集が必要な者を判定する基準づくり及び手続方法など、現行の在宅福祉施策との整合性を図りながら進めていく必要があります。こうした中、高齢者が著しく、また、潜在的な需要も想定される状況を踏まえたと、ご提案のふれあい収集を導入する必要性が高いと考えられます。しかし、一方、ふれあい収集が良好な地域コミュニティの構築を阻害するおそれはないのか、また、諸課題の解消などを含めまして、さらに検討してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策でございます。

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が、長期的に見て上昇する現象であります。現在、地球温暖化への対策は、温室効果ガス（二酸化炭素、フロンなど6種類のガス）、このガスの排出の抑制と、森林育成などによる大気中の二酸化炭素の固定促進を主体として行われております。この温室効果ガスの抑制については、国においては、地球温暖化対策の推進に関する法律などを制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民に対して、温室効果ガスの排出抑制の推進と、この抑制施策に協力することなどを求めているところでございます。

このような背景を踏まえまして、本町では、温室効果ガスの排出の抑制策といたしまして、昼休みの消灯、また、庁舎空調設備の改修などによる電気使用量の削減、公用車の台数削減やアイドリングストップなどによるガソリンの使用量の削減を実施しております。こうした省エネルギーやエネルギー効率の改善などの取り組みに加え、ご提案のソーラー防犯灯の設置や、資源ごみの分別による美化センターでのごみ焼却量の削減等、新たな温室効果ガスの排出抑制に向けた施策について、財政状況等も考慮しながら、積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、本町では、事業者や住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関する取り組みを促進するた

め、最先端の排出抑制施策から身近な排出抑制施策まで、温室効果ガスの排出抑制に役立つ情報の提供に努めるなどによりまして、全町的に地球温暖化対策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○辻下正純議長 次に、中口総務部長。

○中口総務部長 川端議員の環境行政の質問の壁面緑化、いわゆる公共施設にみどりのカーテンを設置することについて、お答えいたします。

みどりのカーテンとは、窓の外にたらししたネットなどに、つる性植物をはわせた自然のカーテンのことで、建物に直接日光が当たることを防ぎ、熱線と言われる赤外線を反射します。また、葉の気孔が水分を蒸散するので、カーテン内の気温の上昇を抑える効果がございます。このように植物の蒸発散作用により、すだれなどで日陰をつくるよりも効果が大きく、暑い日には5度Cから10度C程度、室外との温度差が出ると言われております。

このことにより真夏の冷房温度を控えることにより、20%から30%の省エネが期待できるとも言われ、また、CO₂の削減が身近で、地球温暖化防止対策となると言われております。また、電気代の節約にもなるとともに、キュウリ、ゴーヤなどのできた果実は食材として利用できます。このほかにも、植物の緑は目に優しい、植物を育てる楽しみを期待できるものであります。

しかし、既に実施した他団体の取り組み状況やノウハウを調査すると、みどりのカーテンの設置については、植物の育成管理の上では、ボランティアグループの協力が不可欠でございます。実施した場合のメリットとしては、温度が下がる、光熱水費の節約につながる、冷房の温度を上げることでCO₂の削減につながる。また、住民からは、葉の緑を見ると心が落ちつく、涼しさや心の安らぎを感じた、年1回の収穫祭のイベントに参加できる等の意見があったとのことでございます。

また、デメリットとしては、設置経費及び維持管理経費がかかる、害虫等が発生するため定期的な消毒が必要、また、室内が暗くなって、うっとうしい、休日の水やりが大変、学校や保育所においては外から見えにくく、防犯上、安全面で問題があるとのことでございました。

そこで、議員の質問の公共施設に壁面緑化のため、植栽等でみどりのカーテンを設置することにつきましては、省エネルギーの効果があると思われますが、維持管理としては、土づくりに始まり、植栽の剪定、消毒等経常的な管理が必要となってくることによる経費面の増加が予測されること等を勘案いたしますと、実施については、引き続き慎重な検討が必要ではないかと考えます。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○辻下正純議長 川端議員。

○川端啓子議員 ありがとうございます。

車いすの設置についてなんですけども、どこに設置しているかということ、やっぱり住民の人は知らない人もたくさんありますので、その辺の、例えば、この役場に来て、役場に置いてあるというのをぱっと玄関のところであったら、「あっ、置いてあるから、これ使えるな」というようなもんやけども、福祉のずっと奥の方に置いてはるので、わからないので、その辺も、車いす、ここに置いてありますよ。使う人は使ってくださいというような周知をもっと徹底してほしいなと思いますので、要望しておきます。

それと、あと、妊婦バッジは、この4月から配布してくれているということで、ありがとうございます。これについても、妊婦さんだけでなく、やっぱりそのことを周囲の人が配慮できるということは、周囲の人がそれを見たら、あっ、これは妊婦バッジやな、この人に配慮しようというふうに思わなあかんと思うんですけども、現実、今、この議場にいらっしゃる方が、そのバッジを見ても、これは妊婦バッジで、わかるかなということ考えたときに、皆さん、妊婦バッジというのがあること自体をこの中の何人の方が知っているかなと思うんです。そういうことをもっと宣伝してほしいなということを思いますので、よろしくお願いします。

あと、地球温暖化についてなんですけども、ことは本当に暑くて暑くて、9月になっても、まだほんまにしんどいぐらい暑い毎日ですけども、この8月には国内でも2カ所で40.9度Cを記録し、最高気温が74年ぶりに更新されたと言われております。また、この地球温暖化は進行しているので、最高気温は今後も更新されていくだろうと言われております。環境に優しい社会システムの構築が喫緊の課題と思います。

この防止には、やっぱり各家庭からのCO₂の排出削減が焦点の1つとなって、現在、国は、1人1日1キログラムのCO₂削減を目標とした国民運動を展開しています。これを応援する協賛企業がぞくぞくと名乗りを上げ、日常生活の中で実践しようと思う項目をまとめた「私のチャレンジ宣言カード」の持参者には、多種多様な特典を提供するというふうなこともあるそうです。例えば、そのカードを持参した人には定期預金の金利をアップする銀行も出てきているそうです。

それで、そういうことも、先ほど、白井部長もいろんな形で、これについて周知していきたい、全町的で取り組むと言われてましたけども、こういうことも、私も、これ、日曜日の新聞を見て、ああ、こういうことがあるんやということを感じたんです。ですから、こういうこともどんどん、皆さんに周知できるようにして、この岬町全域でもって、この温暖化に進めるように取り組んでいきたいなと思いますので、よろしくお願いします。要望としておきます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○辻下正純議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 済みません。先ほどの答弁の中で一部誤りがありましたので、修正をさせていただきます。

車いすの設置の各施設の状況を報告しました中で、文化センターにつきましては、現在、車いすがないというふうに答弁をしましたけれども、文化センターには、既に車いすが設置されています。おわびして、訂正をしたいと思います。

以上でございます。

○辻下正純議長 川端啓子君の質問が終わりました。

次に、中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶でございます。

一般質問をさせていただきます。

参議院選挙が終わりまして、自民党、公明党が大敗するという歴史的な結果となり、今の国の政治に対する厳しい審判が下されたと同時に、新しい政治を求める国民の模索が始まりました。この国民のエネルギーを本当の改革へと結びつけていくためにも、この岬町でも住民の皆さんの暮らしを守って頑張りたいと、決意を新たにしているところであります。

住民の皆さんの置かれている状況は、たび重なる負担増や公的サービスカットで厳しさを増しています。今回は、介護保険について、下水道事業について、多目的公園整備にかかわっての3つの質問をいたします。

まず初めに、昨年4月から仕組みが大きく変えられた介護保険法の影響について質問をいたします。

昨年の介護保険法の改定により、介護の社会化という理念は投げ捨てられ、高齢者の生活を介護の取り上げや負担増が襲い、制度改悪の影響があらわになっております。負担増については、これまでも軽減策を求めて質問を繰り返しているところでありますが、町は態度を変えないままです。今後も引き続いて介護保険料の引き下げなどを求めるものでありますが、今回取り上げるのは、岬町における介護の取り上げについてであります。

昨年4月からの介護保険の改悪により、さまざまな分野にその影響が及んでおりますが、その1つとして懸念されるのが、介護の取り上げです。昨年4月から介護保険の仕組みを大きく変えて、軽度の人を対象に、予防介護の重視を掲げ、介護給付とは別立ての新予防給付を実施しました。自立支援や介護予防を口実にして、軽度と決めつけた人から、全国的に介護の取り上げが進

められています。

改悪前の要介護１の大半の人を新たな制度のもとでの要支援に移して、従来のサービスが大きく削られるという事態が発生しています。政府は国会審議で、要介護１の７から８割を要支援１・２に移す方針を明らかにしていました。要介護であれば、不十分ながらもヘルパーの訪問回数や時間に応じた報酬が支払われますが、要支援の方については、事業者を支払われる介護報酬が定額制になり、事業所としては、要介護のときと同じようなヘルパーの訪問回数や時間を維持することは困難になりました。加えて、要支援１・２と判定された方が利用する新予防給付の訪問介護では、介護保険が使えるのは、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であって、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合という原則が設けられました。そのため介護保険の利用を断たれたり、あきらめてしまった人も少なくないのが現状ではないかと考えられます。

また、昨年１０月から介護ベッドや車いすなどの福祉用具は、要介護１・２、要支援１の軽度者は、原則として利用できなくなりました。岬町では、特に介護ベッドの昨年９月から１０月にかけての利用者数の減少が顕著です。一定の運動があり、この４月から緩和されたとはいえ、利用者の利益に損害を与えたことは間違いありません。介護タクシーについても、軽度の方は利用ができなくなりました。以前は、ヘルパーの介助を受けながら、安全な通院介助が受けられていたのが、今は危険を冒し、実費で通院にかかる費用を支払って通院をされています。

介護保険の改悪で、岬町での利用者にはどのような影響が及んでいるのか、実態をお示ください。

次に、下水道事業について質問をいたします。

この問題は、住民の方からの直接の訴えがあり、取り上げたいと思います。４月号の岬だよりで、下水道事業受益者負担賦課区域及び供用開始区域のお知らせが載せられました。今回は、深日地区の一部の地域で対象となる地域が地図で示されていました。しかし、地図が大変小さく、対象地域が判別しづらかったため、一部の住民の方にとっては混乱を招いたようでありました。周知の仕方について不親切ではないかと感じますが、どのようにお考えか、お聞かせください。また、今後の工事時期などの詳細を地域の住民の皆さんに周知するのに、どのような手段をお考えかをお聞かせください。

最後に、多目的公園整備にかかわって、これも住民の方からの直接の訴えを取り上げて質問をいたします。

関西空港の土採り跡地への多目的公園整備が進められているところでありますが、土採りの跡

関連した土地にたくさんの外来種の植物が生息しています。ナルトサワギクという植物ですが、繁殖力が強く、毒性もあるため、生態系への影響などが懸念されています。現在、この植物の繁殖状況はどの程度か、また、その影響をお示しください。また、岬町の生態系を守るための方策をお示しいただきたいと思います。

質問は以上です。

○辻下正純議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 中原議員の介護保険に関する質問に対して、お答えをいたします。

平成18年度の介護保険法の改正により、大きく制度が変わった1つに、介護度の問題があります。改正前は、要介護1から5と要支援の6段階でありましたが、改正後は、要介護1から5と要支援1と2の7段階に改められました。また、要支援1と2の方々については、新たに新予防給付というサービスメニューを利用していただくということになったものであります。

この改正によりまして、要支援及び要介護1の認定を受けておられる方に対する車いす、介護ベッド等の利用に制限が行われ、特例として、平成18年10月までは、今まで利用していた方は継続して利用できますけれども、それ以外の方については、原則利用ができなくなりました。この改正により、車いすによる影響はほとんどありませんが、介護ベッドにつきましては、特例期限の9月までと10月で比較すると、16名の方の利用が減っております。

この方々の詳細につきましては、法改正の影響がどうかは確認できませんけれども、福祉用具で影響が出そうな要支援者の方につきましては、包括支援センターの職員のケアマネージャーが制度を周知するとともに、その人の身体状況を確認し、社会福祉協議会にベッドの貸与相談や、また、介護を継続するために必要な方には、認定の変更申請等を行うなどの体制をとっておるところであります。

以上であります。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 中原議員の質問の下水道事業について、お答えいたします。

まず、1点目の4月号岬だよりに掲載している下水道のお知らせの中で、受益者負担金賦課区域及び供用開始区域を示している地図がわかりにくいと。住民に対して不親切ではないかということについて、お答えいたします。

4月号の岬だよりは、下水道のお知らせは、掲載年の7月から下水道の供用が開始され、受益者負担金が賦課される区域を事前に住民にお知らせしたものでございます。このお知らせの後、下水道課は、対象者に対し、5月下旬から6月の間に説明会を開催し、受益者負担金や供用開始

後の詳細について説明を行っているところでございます。

中原議員ご指摘のとおり、地図が小さくわかりがたい部分があるとは思いますが、ご存じのとおり、岬だよりにつきましては、下水道だけではなく、いろいろなお知らせや情報などを掲載するため、紙面及び掲載枠には限りがございます。その限られた中での掲載となることをご理解いただきたいと思います。

2点目の工事時期の詳細などを知らせるための再度の周知徹底を求めるという件について、お答えいたします。

現在、住民への工事時期のお知らせは、工事範囲が確定した段階、すなわち工事を発注し、請負業者が決まった段階で、工事範囲となる自治区を対象に、お知らせを行っております。いつも、どの区域を整備するという年次的な整備計画は、直接住民の方にはお知らせしておりません。3月議会の常任委員会で報告させていただいているのが現状でございます。

なぜ、年次計画を住民の方に直接お知らせしないかといいますと、どうしても計画と実施には整備範囲に違いが生じるからでございます。この計画と実施の範囲の違いが、住民にご迷惑をおかけすることになるからであります。例えば、住民の方が整備年次計画のお知らせだけをもとに、建てかえや新築を決められた場合、役場での下水道整備がおくれることにより、余分な改造費用など、負担をおかけすることにもなりかねません。また、建てかえや新築の時期を変更していただくことにもなりかねないわけであります。したがって、住民の方からの直接の問い合わせに関しましては、以上のようなリスクをご理解いただいた後、工事予定年度をお知らせすることになっております。

以上のことから、工事時期につきましては、現在行っているような、工事が確定した段階でお知らせするのが最善と考えております。

以上です。

○辻下正純議長 松永事業部長。

○松永事業部長 中原議員の多目的公園にかかわるナルトサワギクの繁殖の程度と、それから影響と、今後の対応について、ご答弁させていただきます。

ナルトサワギクは、1976年に徳島県の鳴門市で最初に確認された外来植物でございまして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に定める特定外来生物に指定されておりまして、本州から九州にかけての広い範囲で確認されています。

多目的公園でも、議員お示しのとおり、多くのナルトサワギクが群生しているところでございます。この多目的公園以外では、町内では望海坂地区、それから、阪南市では第二阪和国道のり

面とか阪南スカイトウン、光陽台など、また、和歌山県内でも加太の土砂採取跡地や岩出市の根来寺周辺の碎石場周辺などでも群生している状況でございます。また、阪南スカイトウンでは、かわいいきれいな花をつけることから、家の生け垣に植えられているというようなことも報告がされているというのが、群生の状況でございます。

影響につきましては、ナルトサワギクは、被覆植物がない裸地に他の植物が根づく前に広がりを見せる。このことは被覆植物の生育により定着を防ぐことが有効な防除となるとする報告が、オーストラリアのクイーンズランド州政府からもなされていることから裏づけられています。

多目的公園周辺は、土砂採取事業の完了により裸地が広がっていたことから、ナルトサワギクが生育に適して広がったものと考えられまして、今後、日本の古来の被覆植物が生育することにより、一定の抑制がかかるのではないかと考えております。

なお、今後の対応につきましては、防除のためには、住民の方々の協力が必要でございまして、固体を見つけ次第、防除することによって、現状の分布を拡大させないようにするとともに、多目的公園につきましても、現実的で有効な防除方法を大阪府とともに、引き続いて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 再質問をいたします。

芦田福祉部長の答弁が、予想より非常にあっさりとおまとめおられまして、あれこれとおっしゃるのかなと思っておったんですけれども。実態について、芦田福祉部長の方から、今お示しいただきましたけれども、ベッドについては、先ほどおっしゃったとおりで、法改正のとおりやいましたけれども、影響は把握できないと。把握できないというのもよくわからないんですけれども、明らかではないかなと。私は改悪だと思っておりますけれども、その影響によるものは明らかではないかなと。そこにしか顕著な数字の変化はあらわれていないわけですので、法が変わったことによって影響を受けたということは、数字を見れば明らかではないかというふうに感じているところであります。

そのことに対して、社会福祉協議会から働きかけをしたりとか、あとはケアマネージャーさんを通じて、認定の変更の申請をするなど、努力は一定されているところかなというふうに感じてはおりますけれども。私も、この介護保険については、どのような影響が出てくるのかということについて、非常に危惧しておりましたので、いろいろと聞き取りをしてまいりました。

まず、以前の要介護1の方が要支援の1・2に、ほとんどと言っていいぐらい、たくさん振り

分けられる問題ですけれども。周りから見ても、どうしてこの人が要支援の範囲に入るのかと疑問が出るような結果が出たんだという声も聞いておりますし、要支援１・２の中に判定されたことでサービスが削られて、特に身体面、私がお聞きした中では、以前は入浴時にヘルパーさんに見守りをしてもらっていたと。それができなくなったので、基本的な動きは自分でできるけれども、入浴というのは事故が起こりやすいときでもありますので、不安に感じながら入浴しているんだというような声をお聞きしたりしております。

実際に、数値を見ましても、制度が変わる前と後を比べた場合に、徐々に要介護１が減っていった、要支援の１・２はふえております。先ほど、政府の答弁で、要介護１の方の７から８割を要支援の１・２に移すという方針を明らかにしていたと言いましたけれども、岬町でもこの傾向がぴったりと当てはまっておりまして、制度が変わって１年後、資料をいただいて、数値を比較してみますと、要介護１の方が、以前は４５８人おられたのが、約８割少ない９４人に減っております。逆に、要支援１・２の方が、新しくできた介護段階ですので、ゼロ人から４２８人にふえています。この方々が、すべて政府の考えのもとで、こういうことになったかということ、必ずしもそうは言えないと思いますけれども、大きくは意図的に介護度を軽くさせられたと。軽度だというふうにみなされたのではないかなというふうに感じています。

この方々は、制度の改悪の前には受けられていたサービスが受けられなくさせられ、また、必要な介護が受けられない方がたくさん出ているのではないかと感じています。そのあたりについて実態をお示しくなさるかなと思っていたんですけれども、ベッドについてのみ、先ほどお話になられておりましたので、この後、もしつかんでおられる実態があればお示しいただければと思います。

また、私は、先ほどの１回目の質問のところで、介護タクシーについて影響が出ているのではないかなということを申し上げましたけれども、これについても大変困っていると。病院に行くのは、はってでも行かなあかんというふうにおっしゃられた方がおられまして、仕方なく通常のタクシーですとか、赤バスを利用して行っているんだけれども、タクシーは高いので何回も何回も利用することはできないと。バスではシルバーカーを押しているんですけれども、そういう状態だと、実際上は利用ができないということで、その方にとっては経済的な負担もふやし、また精神的な不安も与えているというのが現状ではないかというふうに感じているところであります。私のところでは、そのようにさまざまな声が寄せられまして、そのように私は認識しているところでありますけれども。改めて認識を、実態の状況についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

それと、もう1点、先ほどからお話していますとおりで、この介護の制度が変わったことで、今、私が申し上げている以外の部分でも多くの影響はあると思いますけれども、少なくとも軽度者についての救済策としてお考えいただきたいことが1つあります。

1つ、私が先ほど来申しております要支援の1・2の利用者の方へのサービスを実施している事業所に対して、事業所にとっては制度的な限界もありますし、財政的に限界がありますので、必要なサービスであっても、それが実施できないと。事業所を成り立たせていくためには実施できないという面がありますので、ここに対して財政的な支援をするべきではないかと考えております。国の基準に上乘せをして、町が財政的な支援を行うことで、これまでのサービスを維持ないしは、これまでのサービスに少しでも近づけるというような努力ができないか、そういうことをひとつご検討いただけないかと思っておりますので、それに対してもご回答をいただきたいと思っております。

2点目の下水道事業についてですけれども、地図は私も初めて見たときに、小さくわかりづらいなというのが率直な感想でありました。特に、ご高齢の方には、正直申し上げて、わからないと。細かいことですが、地図上に公共施設名が書いてあるんですね。それは必要なですよ。自分の家がどこなのかということを確定するためにも必要なですが、公共施設名が書いているところが、またわかりにくくて、色がついているところと公共施設名のところが重なっているところなんかは、自分の家はどこに入るのかということが判別できないというような状況だったんですね。

それで、私のところへ相談にお見えになった方は、自分がこの対象区域に入っているというふうに思い込まれてたわけなんです。その地図をよくごらんなられた上でかどうかわかりませんが、地図を見て、説明を読んで、その上で、自分の家は範囲に入っているというふうに勘違いをされてしまったという方で、非常にまじめな方で、いつ説明会があるのか、いつ受益者負担金を払わなあかんのかということで、ずっと不安に思っていたということだったんですね。いつになっても何にも連絡ないし、お金も取りにけえへんしと言うてはりました。そういうことで、その方だけなのかなと思ったら、実は近所の人とも同じ話してたんやというふうに言われましたので、これは、この方だけではなくて、同じような誤解を招いていると。特に、その方はご高齢の方なので、その方のご近所の方でもご高齢の方たくさんおられるんですけれども、お友達というと同年代の方であろうということで、高齢者に対して、特に不親切だったんじゃないかなと。勘違いとはいえ、非常に一部には混乱と不安を招いていたというところが、一部の実態であったわけですね。そのことはご認識いただきたいなと思います。

先ほどの答弁で、紙面に限界があるということはやむを得ないと思いますので、できれば岬だよりできちんとした形でお伝えできれば、全町的に知らせることができると思いますけれども。紙面の限界でということが理由なのであれば、例えば、回覧板に対象地域について挟み込みをするなり、地図が小さいということでわかりにくいということであれば、回覧板であれば、もう少し大きな紙を利用することもできますので、不安を与えるような形ではなくて、わかりやすく安心できる周知徹底の方法を今後も検討していただきたいと思います。

工事の時期については、確かにお聞きしたとおりで、計画と実施がずれた場合に、丁寧に説明していただきましたけれども、新築とか、もしそういうことがあった場合に多大な迷惑をかけるということもあり得るわけですので、確定した段階でないとお知らせできないというご説明も理解はできます。

ただ、この4月の岬だよりを読んで誤解されている方に対して、少なくとも何らかの手だてをするのは必要なことではないかなというふうに考えますので、工事時期については、確定した段階で説明会なり周知をいたしますと、説明にお伺いしますというような丁寧なものを回覧などで周知するという方法も必要なのではないかなと考えております。その点について、お考えがあればお示しいただきたいと思います。

3点目のナルトサワギクの繁殖についてですけれども、いろいろお調べいただきまして、私もナルトサワギクというものについては余り知らなかったんですけれども、特定外来生物やというふうに答弁をされまして、確かに外来生物というものは、この時代ですので、植物に限らず、動物についても、たくさんこの日本に來ているわけなんですけれども。その中で、もともとその地域にいなかったものが、人間の活動によって外国から入ってきたという外来生物の中で、長い時間をかけてきて、維持してきた生態系のバランスを崩すおそれがあったり、中には人間や農林水産業などにまで幅広く悪影響を及ぼす場合があると。そういうものに対して、特定外来生物という指定をされているわけですね。

植物については、この特定外来生物は13種しか今のところ指定されておられません。ご承知だと思いますけれども。このことについて少し調べてみたんですけれども、防除について、刈り取ったりとか、抜いたりとか、そういう作業について、他府県で数年かけてそういう作業をしているというところがあるんですね。宮城県ですとか群馬県、長野県の中での4市2村、あとは滋賀県などで、数年にわたって防除をしていっているということがわかりまして、その団体に少し聞かせていただいたところがあるんですけれども。国土交通省の河川課の方から通達を受けて、防除していっているというお話でしたけれども。あるところは平成19年5月から平成23

年の3月までというような格好で、非常に長い期間をかけて計画的に防除をしていっております。

私が述べておりますのは、ナルトサワギクを含む植物の防除をしている団体のことを今申し上げているわけですが、この防除については、外来生物法という法律がありますので、それに基づいて防除しているということでしたけれども、この外来生物法というのは、特定外来生物による生態系、人の命、身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命、身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することということが明記されているわけです。

そのような外来生物法ですとか、ナルトサワギクというものが特定外来生物に指定されているという意味では、今後どのような影響を与えてくるかわからないという面もありますので、そこをよくご認識いただきまして、住民の皆さんに不安を与えないような対策をご検討いただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、更地になったところに生えていると。ほとんどの外来種の植物は、そういう繁殖の仕方をするようでありますけれども、人工的に人の手が加わって、もとの植生が破壊された。更地とか荒地なんかには繁殖するのが常であります。

今後も岬町におきまして、第二阪和の延伸など、住民生活に必要な事業も進められていきますし、現在の環境が人の手が加えられることで変えられる状況はやむを得ないという部分も十分にありますので、その中で岬の環境や生態系を守っていくという責任を行政としてきちんと果たしていただきますように、部と検討していくということでしたので、今後も具体的な方策を検討していただきますように、これは要望をしておきたいと思います。

では、答弁をお願いします。

○辻下正純議長 芦田福祉部長。

○芦田福祉部長 中原議員の介護保険に関する再質問に対して、お答えをしたいと思います。

今回の介護保険制度の改正ですけれども、確かに現実の問題として、困っておられる方が出てくるということはあると思います。制度的な問題があるかないかというふうに言うと、問題があるというふうに認識をしているところです。ただ、この問題があるというって、じゃあ、前の制度は問題がなかったのかと言ったら、前の制度は問題があったということです。前の制度の問題があった点を改善をした、あるいは改善、中原議員に言わせれば改悪ということもあるかもしれませんが、改正をしたその制度について、現実に運用していくと、さまざまな問題が出てきているねということだと思います。そのために厚労省も、平成18年10月から制度を変えたんですけれども、例えば福祉用具の取り扱いについても、運用を少し広げるということを平成19年

4月になって、通達でおろしてきたということだと思います。こういう形での問題点を改善していく方法があるだろうというふうに考えます。

前の制度のどこが問題だったのかということですが、僕もちょっと聞き覚えがあったんですけども、一番最初の現行の前の制度については、要支援と要介護度1の方の追跡調査をやった。その結果、介護保険を使っているにもかかわらず、悪化しているパーセンテージの方が5割を超えていたというデータが出てきたという、これは厚労省のデータでございます。

そうすると、いわゆる要支援、要介護度1の方々がサービスを使っているけれども、そのサービスが軽度の方に見合ったサービスになっていないのではないかという反省点から、今回、新予防給付等のサービスメニュー、これは機能訓練、いわゆる筋力トレーニングとか口腔、それから栄養改善とかいう3つ大きな柱を立てていますけれども、そういうようなサービスメニューを軽度の方についてはやってもらったらどうだろうという形で出してきた改善であります。

確かに、そういう形の制度改善を行ったがゆえに、いい面もありました。つまり具体的に、具体的にということじゃないけど、前の制度の話のときには、あの人は介護保険を使っているけれども、ホームヘルプを呼んで、自分は買い物に行ったりしているよという声をよく聞きました。これは軽度の方、つまりある程度、自分で歩ける方について、そういうようなサービスを使っておられる。介護保険制度を履き違えているんじゃないのかなというような意見もたびたびありました。そういう方々に対して、適正な介護保険を使っていただくという意味での効果はあったと思います。

一方、中原議員がおっしゃるように、今まで使っていたサービスで、本当に必要なサービスであるにもかかわらず、今回の制度改正によって、それが使えなくなったというような事態も、確かに全国的に見れば、いろいろ新聞等にも載っておりますし、私たちの方も現場の方で、包括支援センターのケアマネージャーの方が、こういうふうな制度改正があって、こういうサービスは使えなくなるよという形で話をしますと、いや、それは困ると。それじゃあ、そのかわりにどういうサービスをしたらいいんだろうという形で相談に乗って、今現在の状況に落ちついているという状況ですから、確かに当初については、そういう形での問題というのがあったというふうに見受けられます。

こういうものにつきましては、その制度制度の、いわゆる切りかえ時期については不可欠な問題でありまして、そういうときの問題点を一つ一つ国なり府の方に上げていって、こういう点はいっと改善しなければならないというような声を上げていって、少しずつ改善していくものではないかというふうに考えております。

おそらく国の方も、今回、新たに新予防給付についてメニューを設定しましたがけれども、このメニューによって、果たして介護保険の収支であります現状維持あるいは改善していくというような効果が得られているかどうかということについて、追跡調査をすると思いますので、その結果によって、次期の改正なりで、さらに反映されていくものではないかというふうに考えております。

それから、いわゆる救済策という形で提案がありました、サービス事業所への財政的な支援ということですがけれども、現在の岬町の現状からいましては、現行の介護保険のサービス制度以上のものを単独事業としてやるという余裕はないということをご理解いただきたいというふうに考えます。

以上であります。

○辻下正純議長 末原上下水道部長。

○末原上下水道部長 中原議員ご指摘の公共施設がその名前と重なって見にくいという件ですが、ご承知のように、紙面が限られている関係上、大きくしましても、公共施設名が重なっている場所については、わかりにくい点があると思います。住宅地図をそのまま載せるわけにはいかないということとはご理解願いたいと思います。

現実的な話をいたしますと、4月号に載せる周知の仕方というのは、前年、工事を当然行っているわけですね、対象の方については。そのときに、この対象区域の方については下水道工事を行いますということで、回覧板で路線をお示ししています。工事に入れば、当然、公共柵の位置をどこにしますかという話も、住民の方と直接話をしております。したがって、住民の方につきましては、次年度の7月に供用開始できる、また、受益者負担金を支払わなくてはならないというご理解はいただいていると町の方は考えております。

したがって、先ほどの境界がわかりにくいというような方につきましては、直接町の方に問い合わせただけければ、先ほどご説明しましたリスクも含めて説明して、工事の予定時期について回答させていただきたいと考えております。

したがって、図面は町の方できっちり地番を調べていただいて、お話するかしないと、かなり大きくした図面でも理解していただきがたい面もございますので、その辺は町の方へ連絡いただければ回答していきますので、よろしくご理解願いたいと思います。

○辻下正純議長 中原議員。

○中原 晶議員 質問は最後になりますので。

1回目はあっさりと言うたら、2回目はこってりとお答えいただきましたけれども。いろんな

お話をしておられて、確かに制度にはそれぞれ限界がありますので、それを検証していきながら、よりよいものに変えていくと。その考えについては賛成ですけれども、今回の制度のことについては、明らかに、始める前から、こういう困る方が出るであろうということは、わかった上でのことであろうというふうに私は感じております。

明らかに介護の給付費を減らすということを大きな眼目にしまして、実際のそのことにおける高齢者の生活をどこまで考えて決めたものであるかということについては、非常に大きな疑問を感じているところであります。ですので、今後もこういう足りない点があるとか、こういうお困りの方がいるとか、そういうことはいろんなところでお伝えもし、改善もする努力を当然求めていくということになると思いますけれども。

1つ、芦田部長のお話の中で、追跡調査で、軽度の方が悪化しているというケースをお話されましたけれども、機会があれば、それは一体どのような調査で、どのような結果が出ているのか、詳しくまたお聞かせいただきたいところでありますけれども。この件につきましては、国の方でも同じような発言をしておりましたので、以前の介護保険の制度でいきますと、軽度者のサービスを利用することで要介護度が悪化しているという発言が国会審議の中でありましたけれども。それに対して、少し古い資料になりますけれども、2003年度の厚生労働省の介護給付費実態調査というものを示されまして、対象は138万6,000人からの調査ですけれども、それをまとめた中身でいきますと、1年間、在宅サービスを利用した要介護1の方のうち、要介護度の区分が維持または改善した人が8割以上に上ることが、委員会の審議の中で明らかになっております。

また、NPO法人の地域保健研究会というところの調査によりますと、軽度の要介護者の状態悪化の原因は、脳血管障害などの疾患や認知症が多く、過剰な家事支援によって状態が悪化した人はいないと、これも国会の審議の中で明らかになっている問題でありますので、その点については、私はいろんな利用の仕方をされている方がいるというのは、実際問題としてあるかもしれませんが、そのことを取り上げて、本当に必要な方へのサービスが削られるというようなことが行われないようにということを改めて求めておきたいと思います。

それから、発言の中で、住民の方から、ヘルパーさんに来てもらっていて、自分は外出しているやないかと、そういう介護保険の利用の仕方をされている方がいるという声を耳にしたということでもありますけれども、この問題が、もし真実であるならば、これは事業所への指導が必要だという問題だというふうに感じます。

ヘルパーだけが利用者の家に残って何か仕事をするということは、介護保険上、認められてい

ないはずでありますので、必ず利用者と行動を同じくすると。特に、家の中では利用者が留守である場合ですとか、外出すると言われた場合は、ヘルパーもその場で失礼するというのが適正な介護保険の運用でないかというふうに感じますので、もしそういうような実態があるとするならば、事業所への指導が必要な問題であったのではなかったかなというふうに聞いていて、感じていたところであります。

救済策については、単独事業としては、財政悪化の折、実施はできないと、あっさりとおっしゃられましたけれども、これに限らず、さまざまな面から、救済策について町独自でできるものも検討していただくと同時に、府や国に対して、いろんな要望をしていっていただきたいというふうに感じております。

下水道事業については、實際上、難しいところはあるかと感じますけれども、今後もさまざまな努力をしておられるところかと思えますけれども、今回のような混乱や不安に陥れるは言い過ぎかもしれませんが、少なくとも、その方の周辺の方は数カ月わたって不安を感じていたわけですから、そのような不安を与えないような、わかりやすく、先の見通しが立つような周知の方法について、今後も検討していただくと同時に、先の予定が立った段階で、またわかりやすい周知をしていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

以上で終わります。

○辻下正純議長 中原 晶君の質問が終わりました。

○辻下正純議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

次の会議は、あす、9月5日午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日は、どうもご苦労さんでございました。

(午後2時23分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年9月4日

岬町議会

議長 辻 下 正 純

議員 出 口 實

議員 奥 野 学